

**(3)一部の福祉用具に係る貸与と販売の
選択制の導入に関する調査研究事業
(結果概要)(案)**

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 令和6年度介護報酬改定では、利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、要介護度に関係無く給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入された。
- 本調査においては、一部の福祉用具に係る貸与・販売の請求実績やサービス提供における業務実態を把握し、今後の検討に向けた基礎資料を得ることを目的として実施した。

2. 調査方法

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

調査対象	分析対象期間	レコード件数	保険者数
介護保険総合データベース(介護DB)に登録された福祉用具貸与及び特定福祉用具販売(介護予防を含む)に係る受給者の請求全データ(月遅れ請求は含まない※1)	令和5年4月～令和7年6月 (サービス提供月)	全数 : 1,526,492,684 月平均 : 56,536,766	貸与のみ : 1,574 貸与及び販売 : 499 ※2

B. アンケート調査

- ※1 「給付実績情報作成区分コード」が「新規」のレコード(レコードとは、介護給付費明細書の明細欄に記載された1件ごとの請求内容のことを指す。)
 ※2 特定福祉用具販売のデータは、国保連に請求事務委託を行っている保険者のみ格納されている。

調査対象	母集団	抽出方法	発出数	有効回収数	有効回収率	
福祉用具貸与事業所	事業所票	7,065	悉皆※2	7,065	2,970	42.0%
	利用者状況調査票	-	有意抽出※3	7,065	2,440 (9,409人分)※5	34.5%
居宅介護支援事業所	事業所票	36,488	有意抽出※4	6,000	2,146	35.8%
保険者	保険者票	1,574	悉皆	1,574	1,040	66.1%

- ※3 介護DBにおける令和7年3月のサービス提供実績のある利用者のいる事業所を母集団としている。
 ※4 ※2の調査対象である福祉用具貸与事業所に対して送付。選択制対象種目4種類の貸与・購入利用者それぞれ1名ずつ抽出し1事業所あたり最大8票。
 ※5 介護DBにおける令和7年1～3月の各月の福祉用具貸与のサービス提供実績(利用者数)のある利用者がある居宅介護支援事業所より、無作為抽出。
 ※6 利用者状況調査票の提出があった事業所数(利用者状況調査票の回収数総計)

C. 事業所及び保険者等ヒアリング調査

調査対象	福祉用具貸与事業所	居宅介護支援事業所	保険者
調査対象数	B.貸与事業所実態調査の回答事業所のうち、2事業所を抽出(大規模・中小規模)	B.居宅介護支援事業所実態調査の回答事業所のうち、2事業所を抽出(大規模・中小規模)	B.保険者実態調査の回答事業所のうち、2保険者を抽出(政令市・一般市)

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

3. 調査結果概要

① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

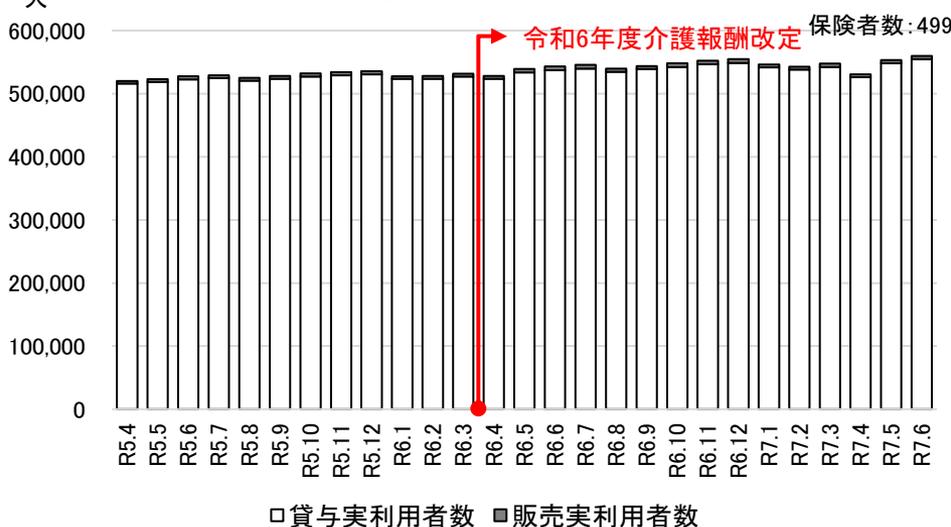
【選択制導入前後の福祉用具全体の給付費の変化】

- 国保連へ請求事務委託を行っている保険者(※1)の福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の総利用者数の推移について、令和5年4月から令和7年6月にかけて、季節性のトレンドが見られるものの純増している傾向にあった。
- 総給付額の推移についても利用者数同様に、貸与及び販売の全利用者でみると、令和5年4月から令和7年6月にかけて、季節性のトレンドが見られるものの純増している傾向にあった。

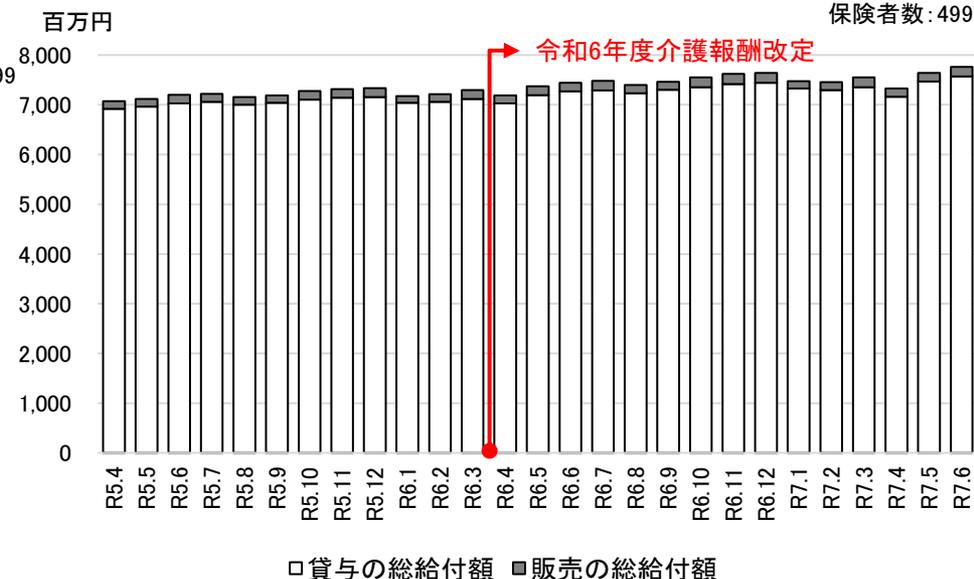
※参考：特定福祉用具販売のデータ格納状況(令和5年4月～令和7年6月サービス提供分)

	政令市	中核市	特別区	一般市	町村	広域連合	合計
全保険者数	20	61	23	656	775	39	1,574
レコードが存在する保険者数	0	11	1	212	257	18	499
レコードが存在する保険者割合	0.0%	18.0%	4.3%	32.3%	33.2%	46.2%	31.7%

図表1 【介護DB分析】福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の総利用者数(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の全利用者)



図表2 【介護DB分析】福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の総給付額(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の全利用者)



※1 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されている499保険者(国保連に請求事務委託を行っている保険者)のみを分析対象とした。

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

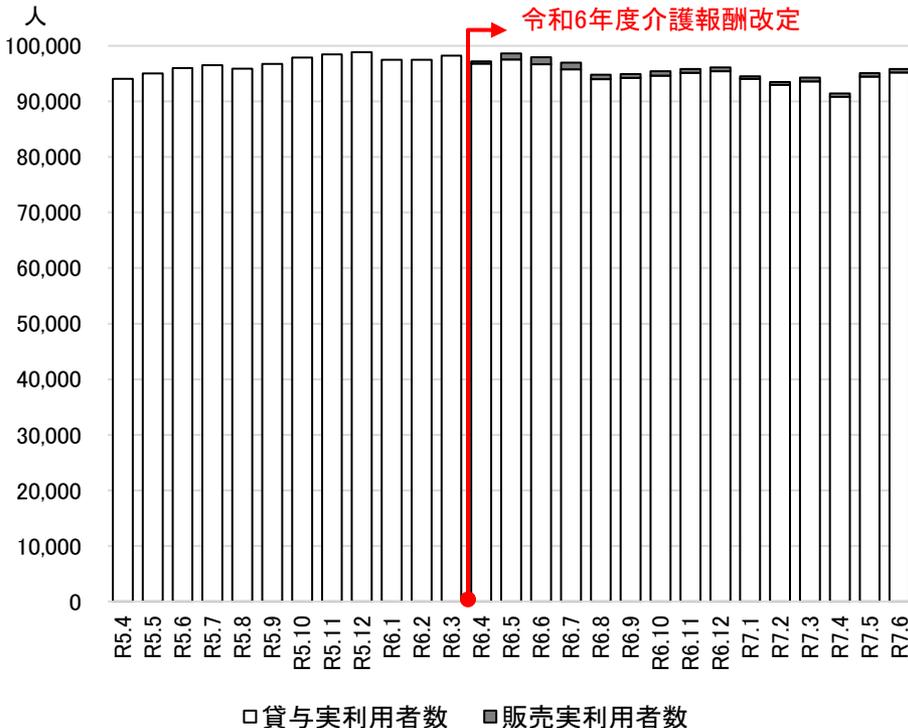
A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【選択制導入前後の福祉用具全体の給付費の変化】

- 国保連へ請求事務委託を行っている保険者(※1)の選択制対象種目の貸与及び販売の総利用者数の推移をみると、令和6年4月の制度開始に伴い販売の実利用者が発生しているが、販売利用者数を前年同月と比較すると減少している傾向にあった。
- 給付額の推移をみると、利用者数と同様に制度開始から販売の給付額が発生しているが、令和6年6月をピークに減少していた。貸与額については制度開始を境に前年同月と比較して減少している傾向にあった。

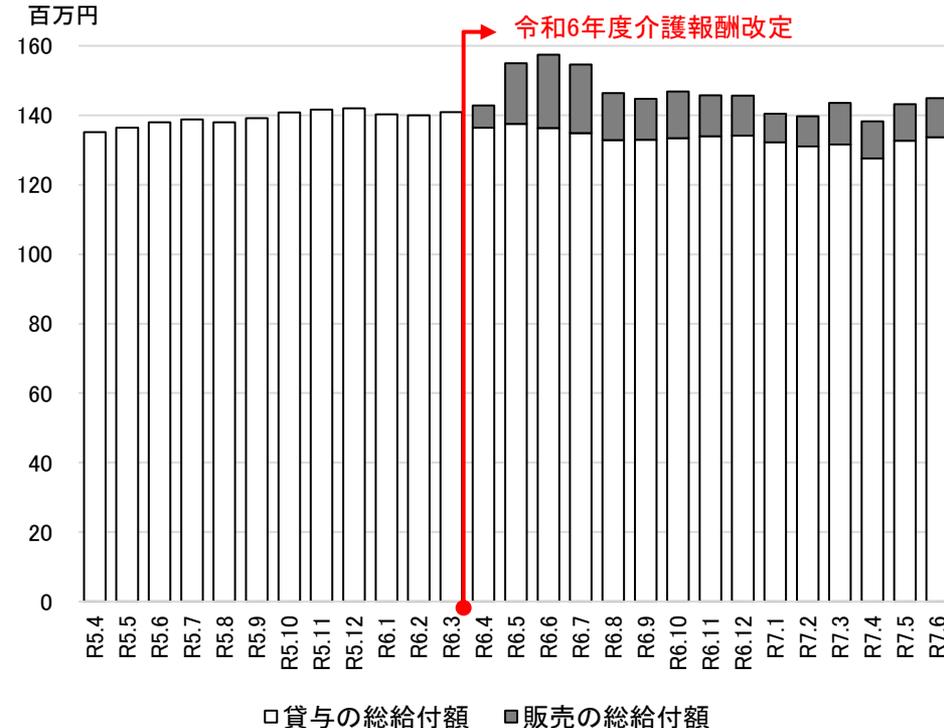
図表3 【介護DB分析】選択制対象種目の福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の総利用者数

保険者数: 499



図表4 【介護DB分析】選択制対象種目の福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の総給付額

保険者数: 499



※1 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されている499保険者(国保連に請求事務委託を行っている保険者)のみを分析対象とした。

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

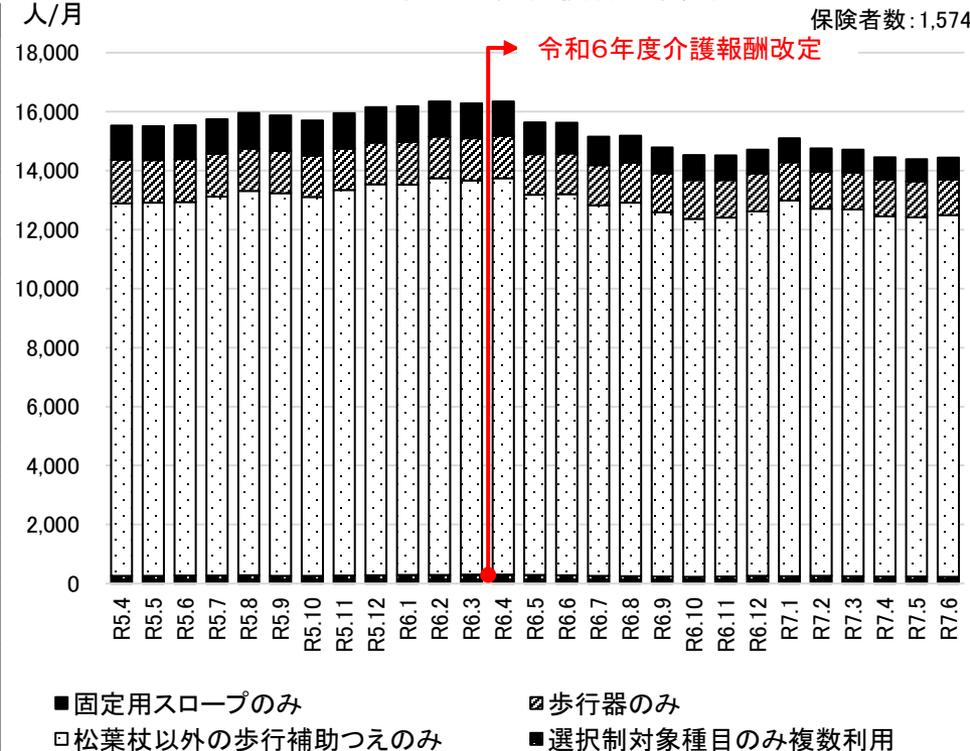
【福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者における請求実績の変化】

- 全保険者について、選択制導入前後3か年分の各年6月サービス提供分(※1)の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者(※2)の人数の推移を見ると、選択制対象種目以外も含めた総利用者数は、令和5年6月から令和7年6月にかけて増加していた。
- 選択制対象種目に限定した場合、選択制導入前まではいずれの種目も概ね横ばい、あるいはやや増加傾向にあったが、導入1か月後の令和6年5月頃からやや減少していた。

図表5 【介護DB分析】一月あたりの福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の人数

貸与種目		令和5年6月	令和6年6月	令和7年6月	
選択制対象種目のみ	固定用スロープのみ	1,156	1,052	743	
	歩行器のみ	1,448	1,370	1,202	
	松葉杖以外の歩行補助つえのみ	12,665	12,928	12,272	
	選択制対象種目のみ複数利用	270	279	224	
選択制対象種目と選択制対象種目以外の種目の混在した複数利用		52,233	53,554	50,728	
選択制対象種目以外のみ	携帯用スロープのみ	228	235	226	
	歩行車のみ	60,169	63,414	64,774	
	松葉杖のみ	354	352	322	
	車椅子のみ	13,113	12,826	12,390	
	車椅子付属品のみ	76	77	72	
	特殊寝台のみ	111	100	87	
	特殊寝台付属品のみ	214	192	190	
	床ずれ防止用具のみ	418	420	395	
	体位変換器のみ	57	63	60	
	手すりのみ	124,482	133,190	139,361	
	認知症老人徘徊感知機器のみ	232	247	226	
	移動用リフトのみ	456	412	401	
	自動排泄処理装置のみ	0	1	1	
	選択制対象種目以外の種目のみ複数利用		122,442	126,851	126,792
	総利用者数(人/月)		390,124	407,563	410,466

図表6 【介護DB分析】一月あたりの福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の人数(選択制対象種目のみ)



※1 今回分析対象としたデータの最新時点が令和7年6月サービス提供分であり、3か年分の比較が可能なデータのうち、最新時点である6月サービス提供分を比較対象として用いた。

※2 介護保険総合データベースで福祉用具貸与費及び、居宅介護支援費または介護予防支援費のみ計上されている利用者を分析対象とした。

※3 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されていない保険者も含めた全保険者を分析対象とした。

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

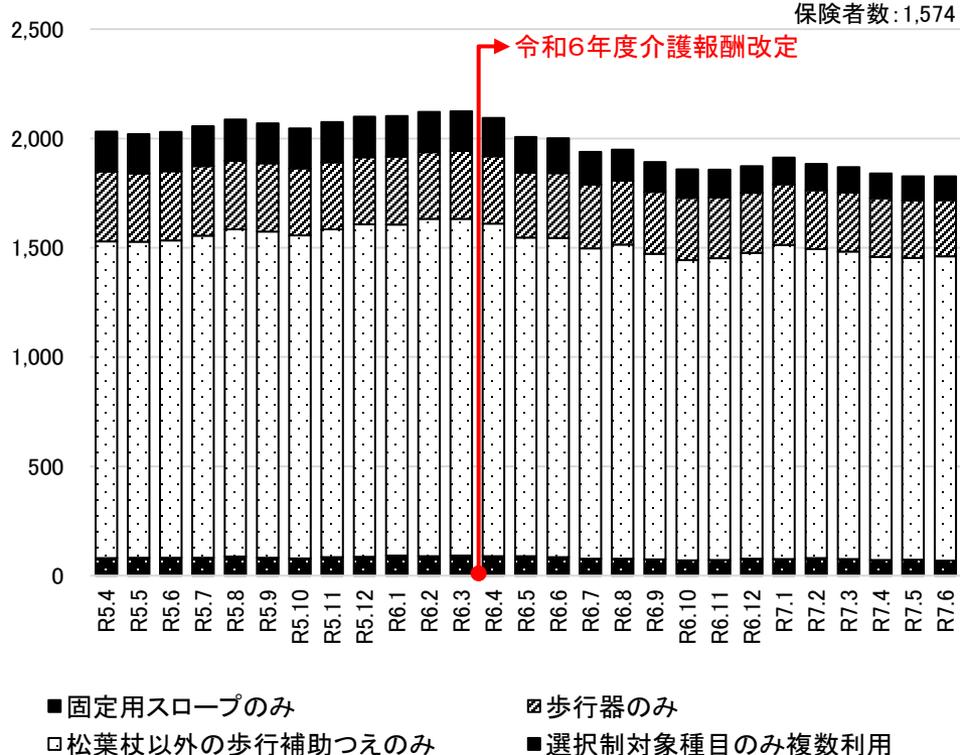
【福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者における請求実績の変化】

- 全保険者について、選択制導入前後3か年分の各年6月サービス提供分(※1)の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者(※2)の貸与費の推移を見ると、選択制対象種目以外も含めた貸与費総額は、令和5年6月から令和7年6月にかけて増加していた。
- 選択制対象種目に限定した場合、選択制導入前まではいずれの種目も概ね横ばい、あるいはやや増加傾向にあったが、導入1か月後の令和6年5月頃からやや減少していた。

図表7 【介護DB分析】一月あたりの福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の貸与費

貸与種目		令和5年6月	令和6年6月	令和7年6月
選択制対象種目のみ	固定用スロープのみ	1,800,800	1,597,590	1,091,410
	歩行者のみ	3,158,320	2,950,430	2,571,430
	松葉杖以外の歩行補助つえのみ	14,518,950	14,614,340	13,924,110
	選択制対象種目のみ複数利用	820,170	839,890	686,090
選択制対象種目と選択制対象種目以外の種目の混在した複数利用		679,070,690	702,136,950	669,544,260
選択制対象種目以外ののみ	携帯用スロープのみ	1,695,870	1,748,400	1,650,130
	歩行車のみ	189,071,180	200,566,380	207,491,830
	松葉杖のみ	451,930	465,830	429,640
	車椅子のみ	156,697,090	157,909,590	156,407,470
	車椅子付属品のみ	296,030	354,880	379,020
	特殊寝台のみ	1,024,650	849,040	747,920
	特殊寝台付属品のみ	527,470	534,040	538,890
	床ずれ防止用具のみ	2,451,380	2,433,840	2,293,200
	体位変換器のみ	274,550	325,210	307,000
	手すりのみ	735,204,600	815,827,540	885,081,610
	認知症老人徘徊感知機器のみ	2,267,710	2,457,090	2,305,110
	移動用リフトのみ	6,244,930	5,649,870	5,482,920
	自動排泄処理装置のみ	0	10,000	10,000
	選択制対象種目以外の種目のみ複数利用	1,882,558,840	1,962,096,980	1,972,671,780
貸与費総額(円/月)		3,678,135,160	3,873,367,890	3,923,613,820

図表8 【介護DB分析】一月あたりの福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の貸与費(選択制対象種目のみ)



※1 今回分析対象としたデータの最新時点が令和7年6月サービス提供分であり、3か年分の比較が可能なデータのうち、最新時点である6月サービス提供分を比較対象として用いた。

※2 介護保険総合データベースで福祉用具貸与費及び、居宅介護支援費または介護予防支援費のみ計上されている利用者进行分析対象とした。

※3 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されていない保険者も含めた全保険者进行分析対象とした。

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

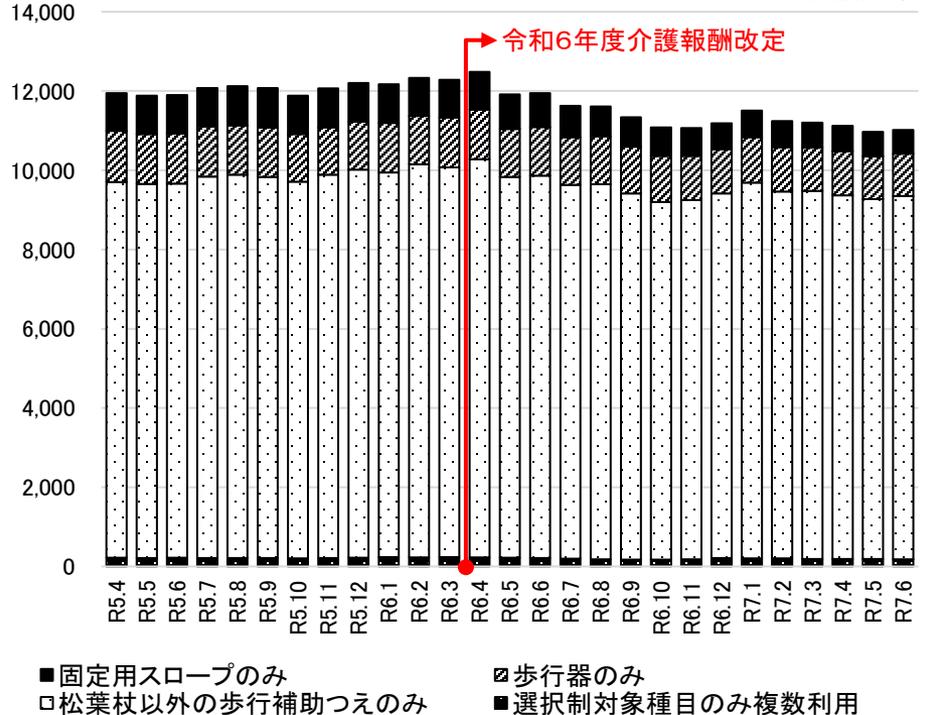
【福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者における請求実績の変化】

- 全保険者について、選択制導入前後3か年分の各年6月サービス提供分(※1)の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者(※2)の居宅介護支援費(介護予防支援費を含む)の推移を見ると、福祉用具貸与のみの利用者の居宅介護支援費総額は、令和5年6月から令和6年6月にかけて増加し、令和6年6月から令和7年6月にかけてはやや減少していた。
- 選択制対象種目に限定した場合の居宅介護支援費は、選択制導入前まではいずれの種目も概ね横ばい、あるいはやや増加傾向にあったが、導入1か月後の令和6年5月頃からやや減少していた。

図表9 【介護DB分析】一月あたりの福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の居宅介護支援費(介護予防支援費を含む)

貸与種目	令和5年6月	令和6年6月	令和7年6月
選択制対象種目のみ			
固定用スロープのみ	9,719,900	8,623,990	6,046,210
歩行器のみ	12,570,920	12,213,600	10,669,360
松葉杖以外の歩行補助つえのみ	94,434,160	96,541,120	91,724,980
選択制対象種目のみ複数利用	2,238,490	2,122,390	1,778,350
選択制対象種目と選択制対象種目以外の種目の混在した複数利用	509,063,950	521,554,870	489,313,070
選択制対象種目以外のみ			
携帯用スロープのみ	2,465,290	2,578,250	2,366,480
歩行車のみ	400,423,830	424,652,080	429,884,000
松葉杖のみ	2,444,580	2,376,070	1,930,850
車椅子のみ	130,952,410	127,686,770	122,934,060
車椅子付属品のみ	923,960	931,320	810,510
特殊寝台のみ	1,439,280	1,370,890	1,173,050
特殊寝台付属品のみ	2,583,570	2,415,920	2,426,960
床ずれ防止用具のみ	5,436,610	5,545,510	5,151,790
体位変換器のみ	776,840	931,090	836,850
手すりのみ	966,991,600	1,034,302,980	1,073,414,540
認知症老人徘徊感知機器のみ	3,207,840	3,513,600	3,233,190
移動用リフトのみ	4,612,710	4,198,240	4,114,060
自動排泄処理装置のみ	0	7,420	14,090
選択制対象種目以外の種目のみ複数利用	1,397,895,670	1,447,172,040	1,428,037,620
居宅介護支援費(介護予防支援費)総額(円/月)	3,548,181,610	3,698,738,150	3,675,860,020

図表10 【介護DB分析】福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の居宅介護支援費(選択制対象種目のみ) 保険者数:1,574



※1 今回分析対象としたデータの最新時点が令和7年6月サービス提供分であり、3か年分の比較が可能なデータのうち、最新時点である6月サービス提供分を比較対象として用いた。

※2 介護保険総合データベースで福祉用具貸与費及び、居宅介護支援費または介護予防支援費のみ計上されている利用者を分析対象とした。

※3 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されていない保険者も含めた全保険者を分析対象とした。

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

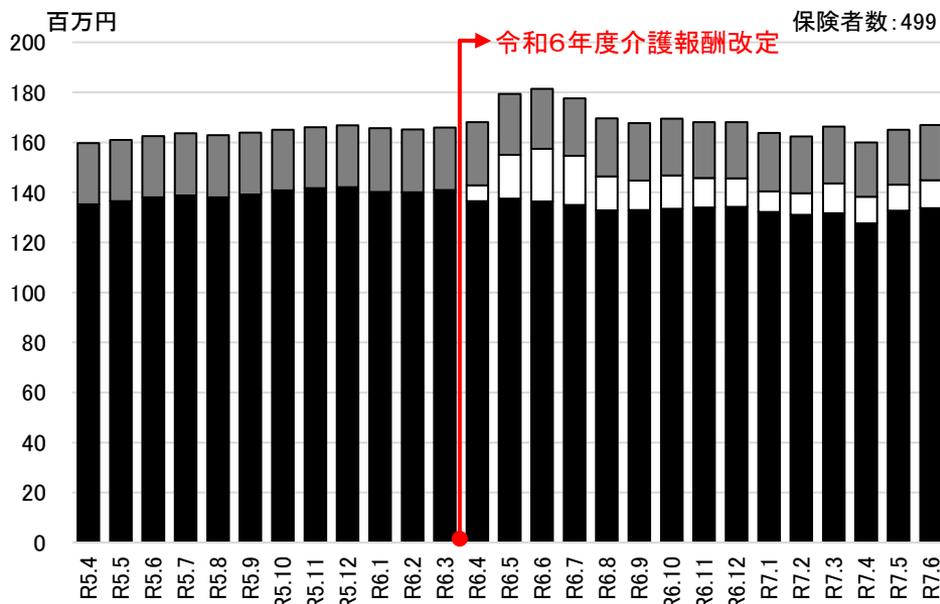
① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【選択制対象種目のみの福祉用具貸与・販売・居宅介護支援費(※1)の請求実績の変化】

○ 国保連へ請求事務委託を行っている保険者(※2)について、選択制対象種目の福祉用具貸与・販売の給付額及び選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者(※3)の居宅介護支援費(介護予防支援費を含む)の推移を見ると、選択制導入後に販売の給付が発生し令和6年6月の合計額(①+②+③)は増加しているが、貸与費と居宅介護支援費の合計は減少している(②+③)。合計額は令和6年6月をピークに減少し、選択制導入前と概ね横ばいであった。

図表11 【介護DB分析】選択制対象種目の福祉用具貸与・販売・居宅介護支援費(※1)



図表12 【介護DB分析】選択制対象種目の福祉用具貸与・販売・居宅介護支援費(※1)

(円)	令和5年6月	令和5年10月	令和6年6月	令和6年10月	令和7年6月
① 選択制対象種目の特定福祉用具販売費総額	0	0	21,113,848	13,418,490	11,160,446
② 選択制対象種目の福祉用具貸与費総額	137,996,950	140,789,500	136,319,950	133,382,330	133,730,940
③ 選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の居宅介護支援費総額	24,506,260	24,306,410	23,955,810	22,612,460	22,108,360
合計 (①+②+③)	162,503,210	165,095,910	181,389,608	169,413,280	166,999,746
小計 (②+③)	162,503,210	165,095,910	160,275,760	155,994,790	155,839,300

- 選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の居宅介護支援費総額
- 選択制対象種目の特定福祉用具販売費総額
- 選択制対象種目の福祉用具貸与費総額

※1 介護予防支援費を含む。居宅介護支援費は、選択制導入による直接的な影響を受けることが想定される、選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の居宅介護支援費を用いた。一方、選択制対象種目の福祉用具貸与費及び特定福祉用具販売費は、福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者ではなく、該当種目の全利用者の給付費総額を用いた。

※2 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されている499保険者(国保連に請求事務委託を行っている保険者)のみを分析対象とした。

※3 介護保険総合データベースで福祉用具貸与費及び居宅介護支援費または介護予防支援費のみ計上されている利用者を分析対象とした。

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

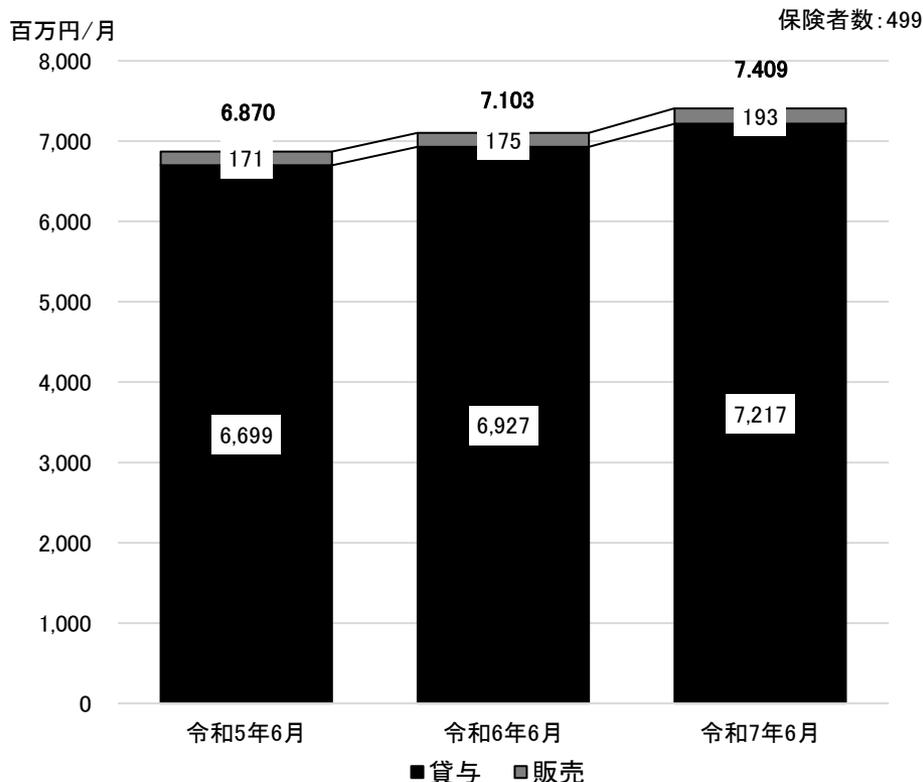
① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

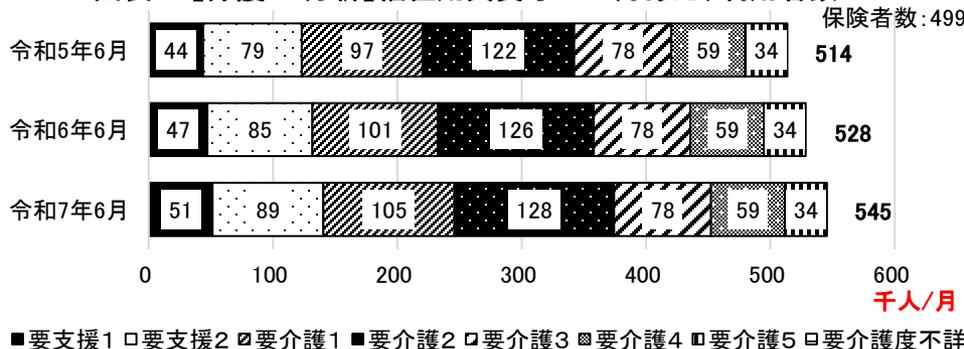
【選択制導入前後3か年分(各年6月)の福祉用具全体の給付費の変化】

- 国保連へ請求事務委託を行っている保険者(※1)について、選択制導入前後3か年分の各年6月サービス提供分(※2)の貸与と販売の給付費総額の推移をみると、貸与・販売ともに令和5年から令和7年にかけて微増であった。
- 利用者数は貸与は令和5年から令和7年にかけて増加していたが、販売は令和6年に増加し、令和7年は令和6年より減少した。

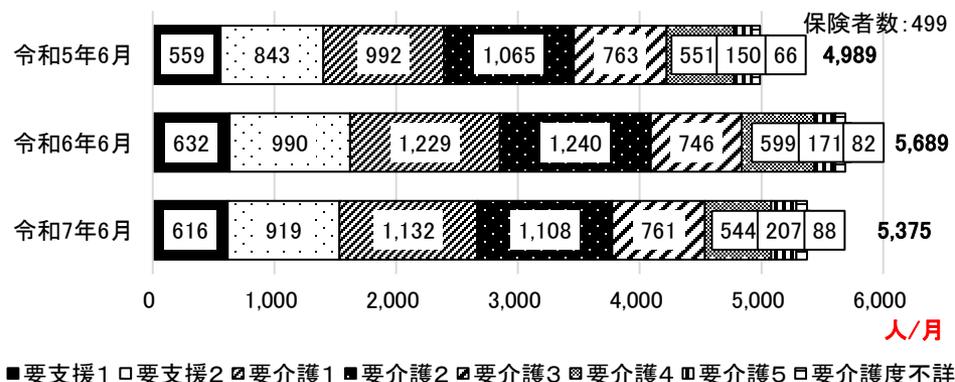
図表13【介護DB分析】貸与・販売の一月あたり総給付額



図表14【介護DB分析】福祉用具貸与の一月あたり利用者数



図表15【介護DB分析】特定福祉用具販売の一月あたり利用者数



※1 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されている499保険者(国保連に請求事務委託を行っている保険者)のみを分析対象とした。

※2 今回分析対象としたデータの最新時点が令和7年6月サービス提供分であり、3か年分の比較が可能なデータのうち、最新時点である各年6月サービス提供分を比較対象として用いた。

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

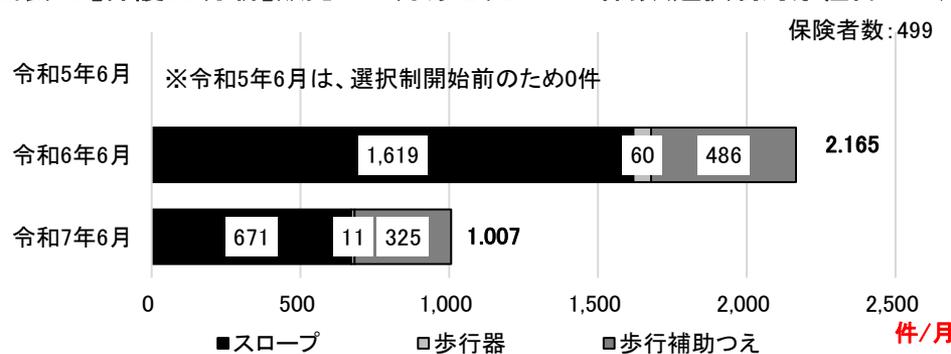
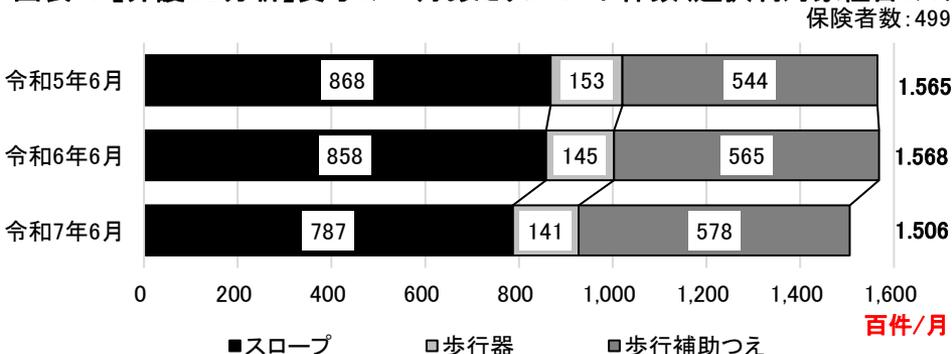
① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

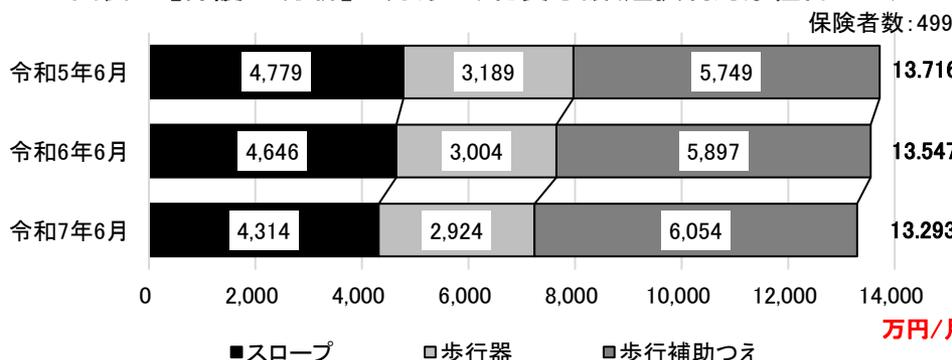
【選択制導入前後3か年分(各年6月)の選択制対象種目に限った貸与・販売実績の変化】

- 国保連へ請求事務委託を行っている保険者(※1)について、選択制導入前後3か年分の各年6月サービス提供分(※2)の選択制対象種目のレコード件数と給付費をみると、貸与はレコード件数・給付費総額はともに減少、スロープと歩行器は令和5年から令和7年にかけて年々減少しており、歩行補助つえは年々増加していた。
- 販売は、選択制開始初年度の令和6年6月には販売件数は2,165件、総販売額は2,111万円であり、令和7年6月には、販売件数は1,007件、総販売額は1,116万円であった。

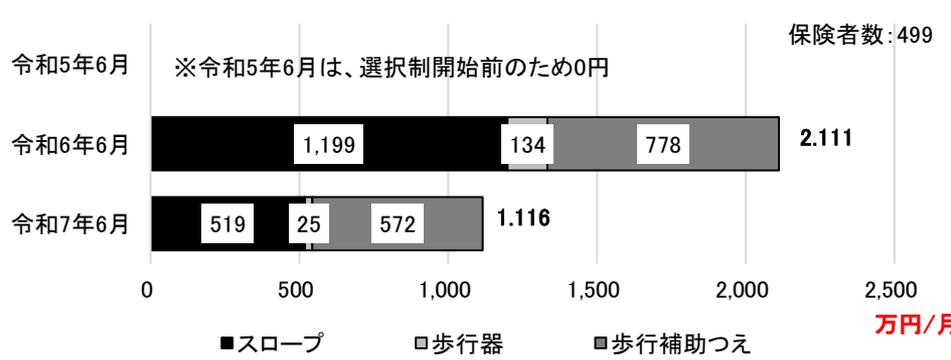
図表16【介護DB分析】貸与の一月あたりレコード件数(選択制対象種目のみ) 図表18【介護DB分析】販売の一月あたりレコード件数(選択制対象種目のみ)



図表17【介護DB分析】一月あたり総貸与額(選択制対象種目のみ)



図表19【介護DB分析】一月あたり総販売額(選択制対象種目のみ)



※1 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されている499保険者(国保連に請求事務委託を行っている保険者)のみを分析対象とした。
 ※2 今回分析対象としたデータの最新時点が令和7年6月サービス提供分であり、3か年分の比較が可能なデータのうち、最新時点である6月サービス提供分を比較対象として用いた。
 ※3 図表16、17は、公益財団法人テクノエイド協会が作成している「福祉用具の分類コード」(CCTA95)を用い、以下の商品分類に該当する商品を選択制対象商品として、該当する商品コード(TAISコード)が摘要欄に記載されたレコードを分析対象とした。スロープ: 183018(固定用スロープ)、歩行器: 120603(歩行器)、歩行補助つえ: 120306(エルボークラッチ)、120309(ロフトランドクラッチ)・120315(三脚杖)・120318(四脚杖)・120321(五脚杖)・120389(その他の杖)

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

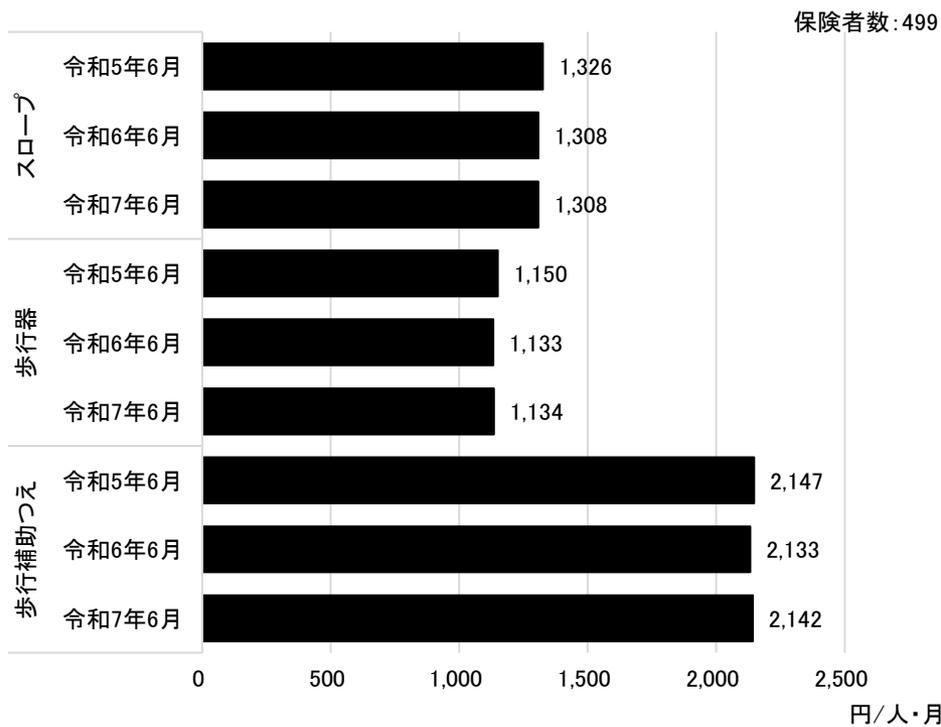
① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

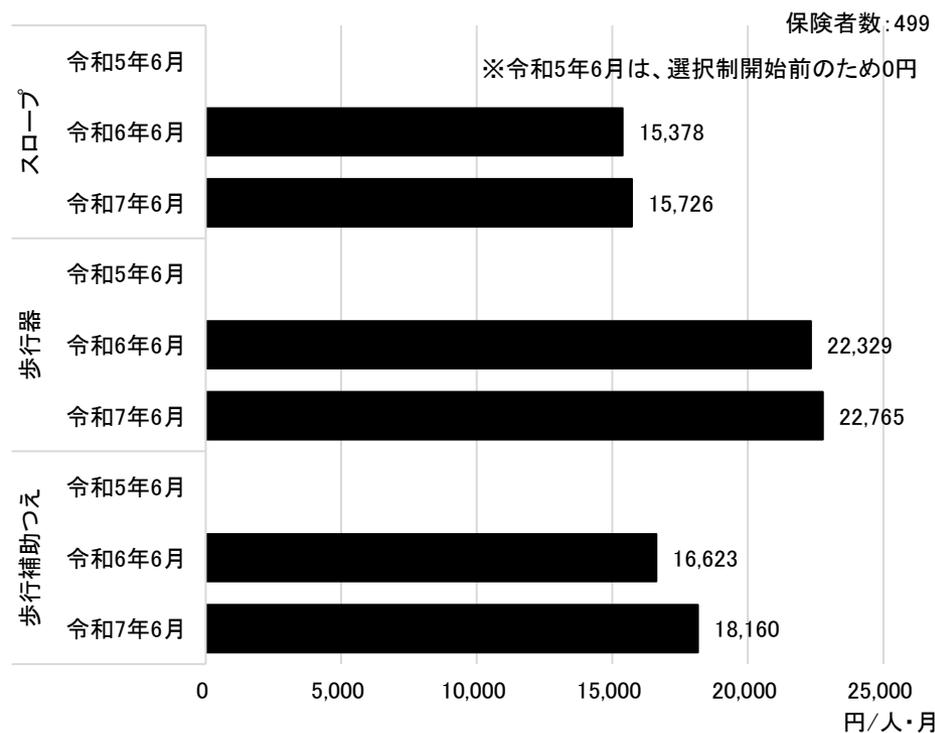
【選択制導入前後3か年分(各年6月)の選択制対象種目に限った貸与・販売実績の変化】

- 国保連へ請求事務委託を行っている保険者(※1)について、選択制導入前後3か年分の各年6月サービス提供分(※2)の選択制対象種目の利用者一人あたり給付費の推移をみると、貸与はスロープ、歩行器、歩行補助つえとともに概ね横ばいであった。
- 販売はスロープ、歩行器、歩行補助つえとともに微増であった。

図表20 【介護DB分析】貸与の利用者一人一月あたり給付額



図表21 【介護DB分析】販売の利用者一人一月あたり給付額



※1 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されている499保険者(国保連に請求事務委託を行っている保険者)のみを分析対象とした。
 ※2 今回分析対象としたデータの最新時点が令和7年6月サービス提供分であり、3か年分の比較が可能なデータのうち、最新時点である6月サービス提供分を比較対象として用いた。
 ※3 図表20は、公益財団法人テクノエイド協会が作成している「福祉用具の分類コード」(CCTA95)を用い、以下の商品分類に該当する商品を選択制対象商品として、該当する商品コード(TAISコード)が摘要欄に記載されたレコードを分析対象とした。スロープ: 183018(固定用スロープ)、歩行器: 120603(歩行器)、歩行補助つえ: 120306(エルボークラッチ)、120309(ロフトランドクラッチ)・120315(三脚杖)・120318(四脚杖)・120321(五脚杖)・120389(その他の杖)

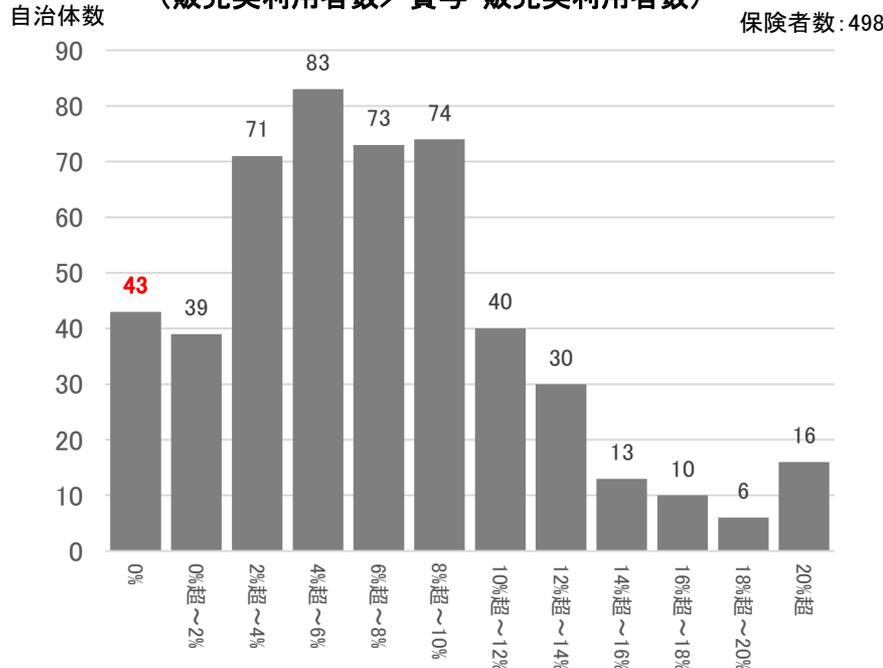
(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

選択制の導入による給付費への影響の分析

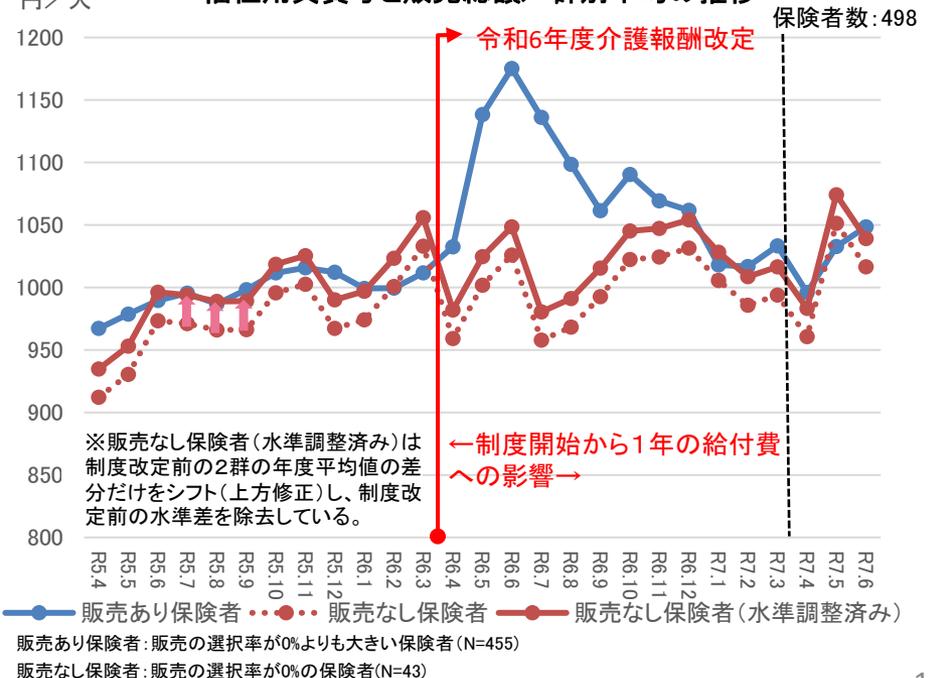
A. 介護保険総合データベースを用いた分析

- 国保連に請求事務委託を行っている保険者別に、制度開始直後の令和6年度の選択制対象種目の貸与及び販売の利用者数に占める、販売の利用者の割合の分布をみると、割合が「0%」であった保険者は43であった。
- 保険者を選択制対象種目の販売が1件でもあった保険者(販売あり保険者)と、全くなかった保険者(販売なし自治体)に分けた上で一人当たり給付費額の平均値を比較した。
- 選択制対象種目の貸与と販売の給付総額について、選択制開始直前と比較して、販売あり保険者では給付費が一人あたり163円上昇しているが、令和7年4～6月においてはそのような増加の動きは見られなかった。
- 2群の制度改定前の差分を考慮して算出された販売なし保険者(水準調整済み)と比較すると、令和7年1月に初めて販売なし保険者が販売あり保険者を上回っていた。令和7年5月においても同様に販売なし保険者が販売あり保険者を上回っていた。

図表22 【介護DB分析】令和6年度の販売の選択率分布
(販売実利用者数/貸与・販売実利用者数)



図表23 【介護DB分析】選択制対象種目利用者一人あたりの福祉用具貸与と販売総額/群別平均の推移



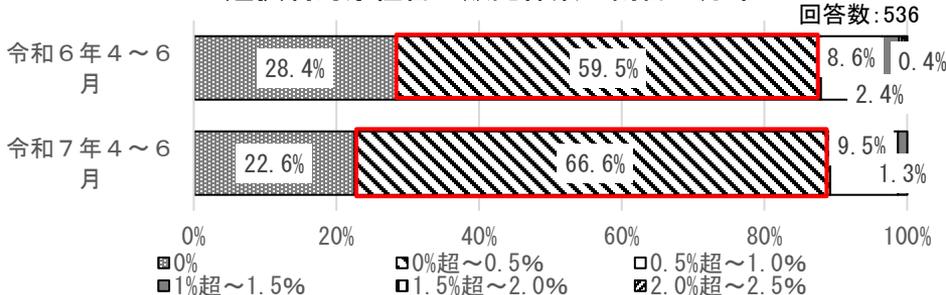
※1 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されている499保険者(国保連に請求事務委託を行っている保険者)のうち、選択制対象種目の貸与実績がある498保険者を分析対象とした。

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

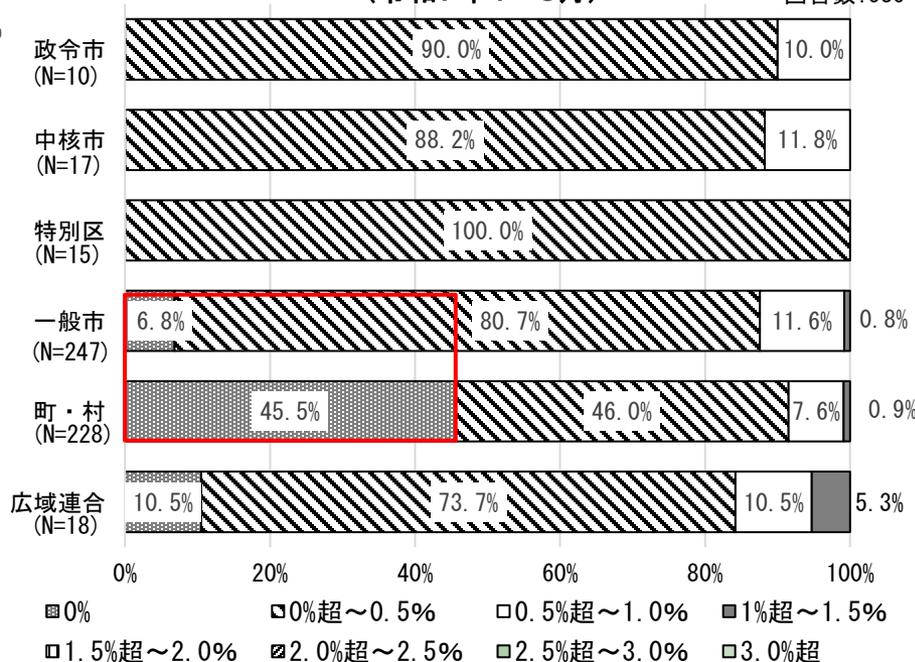
① 選択制導入前後の貸与・販売の状況 A. 介護保険総合データベースを用いた分析 B. アンケート調査

- アンケート調査のうち販売の給付費の回答を得た536の保険者(※1)について、令和6年4～6月における保険者別の要介護認定者数に占める選択制対象種目の購入者数の割合の分布をみると、「0%超～0.5%」が最も多く59.5%であった。令和7年4～6月においても、「0%超～0.5%」が最も多く66.6%であった。
- 令和6年から令和7年にかけての選択制対象種目の総貸与額の変化率は、購入選択率が「0.5%超」の保険者平均では6.3%減少、「0%超～0.5%」の保険者平均では0.1%増加、「0%」の保険者平均では1.6%増加していた。
- 令和7年4～6月における保険者別の要介護認定者数に占める選択制対象種目の購入者数の割合の分布を地方公共団体区分別にみると、規模の小さい一般市及び町・村では「0%」の割合が高くなる傾向であった。

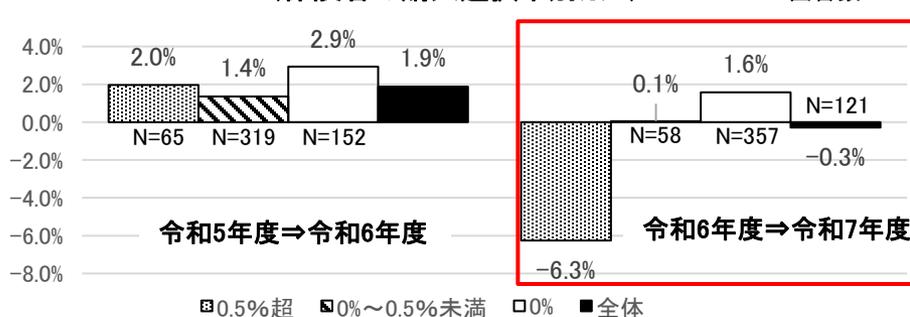
図表24 【アンケート分析】保険者別要介護認定者数に占める
選択制対象種目の販売件数の割合の分布



図表26 【アンケート分析】保険者別要介護認定者数に占める
選択制対象種目の販売件数の割合の分布/ 地方公共団体区分別
(令和7年4～6月)



図表25 【アンケート分析】選択制対象種目総貸与額の変化率
(保険者の購入選択率別※2)



※1 保険者票問1(2)①「国保連合会への特定福祉用具販売の支払い事務委託有無」に対して「委託していない」と回答、かつ(3)の特定福祉用具販売の給付実績の回答があった保険者を分析対象とした。
 ※2 購入選択率の定義：令和5年度⇒令和6年度：「令和6年4～6月までの販売件数／令和6年4月の要介護認定者数」、令和6年度⇒令和7年度：「令和7年4～6月までの販売件数／令和7年4月の要介護認定者数」

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

② 選択制の利用状況

B. アンケート調査

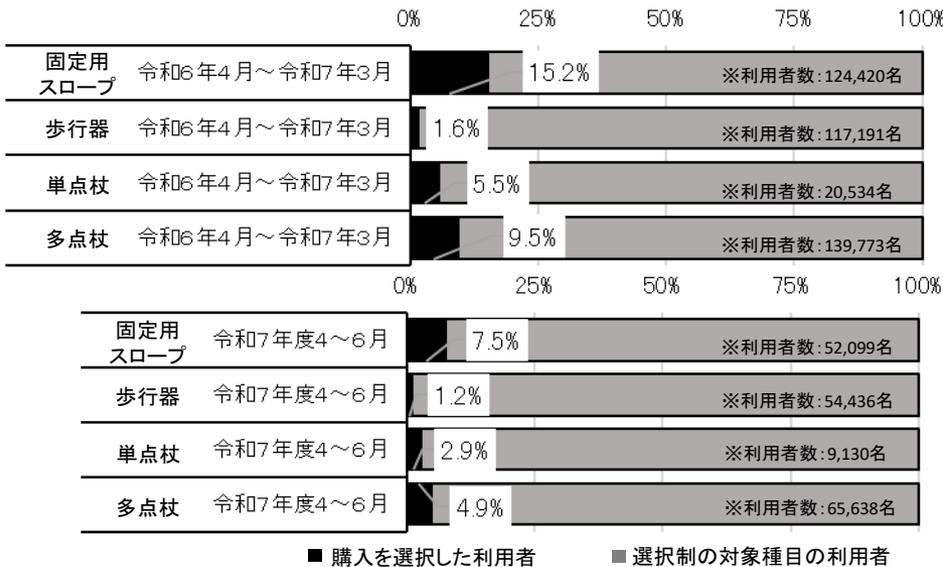
【購入と貸与の選択の状況】

- 選択制の対象となった福祉用具について、購入を選択した利用者が最も多かった種目は「固定用スロープ」であり、令和6年度が15.2%、令和7年4～6月が7.5%だった。一方、購入を選択した利用者が最も少なかった種目は「歩行器」であり、令和6年度が1.6%、令和7年4～6月が1.2%だった。
- 購入を選択した主な理由は、いずれの種目も「長期利用が想定されるため」及び「貸与よりも購入のほうが経済的であるため」が多かった。

図表27 福祉用具貸与事業所全体における、選択制の対象種目の利用者数及び購入の選択の状況

福祉用具貸与事業所票 回答数: 2,879

※調査に回答した事業所における利用者数総計(令和7年3月時点): 991,429



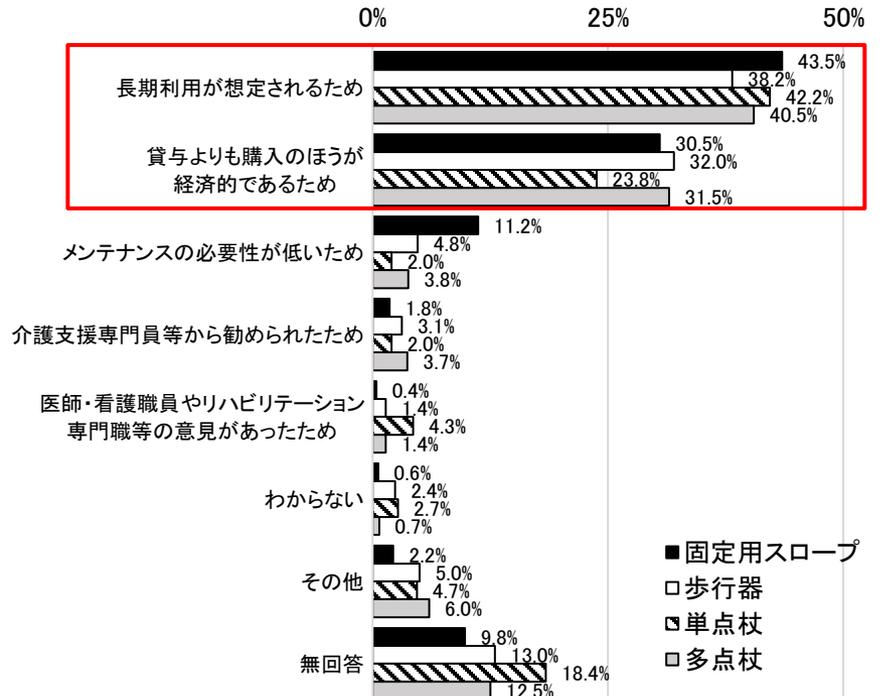
■ 購入を選択した利用者 ■ 選択制の対象種目の利用者

福祉用具貸与事業所票：問2-1 選択制対象種目の利用者の実績

図表28 購入を選択した主な理由

利用者状況調査票

回答数：固定用スロープ1,383、歩行器416、単点杖256、多点杖1,333



■ 固定用スロープ
□ 歩行器
▣ 単点杖
▤ 多点杖

利用者状況調査票：問3-1 利用者が購入した決め手

※図表21では、選択制の対象となった種目別に対象人数を分母としているため、前頁のグラフと割合に差があることに注意。

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

② 選択制の利用状況

B. アンケート調査

【ケアプランの作成の状況及び購入した用具の使用取りやめの状況】

- 居宅介護支援事業所において、令和7年4～6月の間に選択制の対象種目がケアプランに位置付けられた利用者のうち、「ケアプランに位置付けられたサービスが選択制の対象種目の福祉用具のみ」の利用者は4,523人であった。そのうち、「購入を選択したことで、ケアプランの作成がなくなった」利用者は117人であった。
- 令和6年度に選択制の対象種目の購入を選択し、かつ目標達成状況を確認済みの利用者のうち、目標達成状況を確認した時点で購入した用具を使っていなかった利用者の割合は、歩行器が最も多く6.6%、次いで単点杖、多点杖がそれぞれ5.1%、4.3%であった。

図表29 選択制対象種目における購入の選択とケアプラン作成の状況

居宅介護支援事業所票 回答数: 2,146

	利用者数 (合計)
(1) 令和7年4月時点の調査対象事業所の利用者数	185,227人
(2) 令和7年4～6月に新たに選択制の対象種目がケアプランに位置付けられた利用者の実人数	32,307人
(3) うち、ケアプランに位置付けられたサービスが選択制の対象種目の福祉用具のみの人数	4,523人
(4) うち、購入を選択したことで、ケアプランの作成がなくなった人数	117人

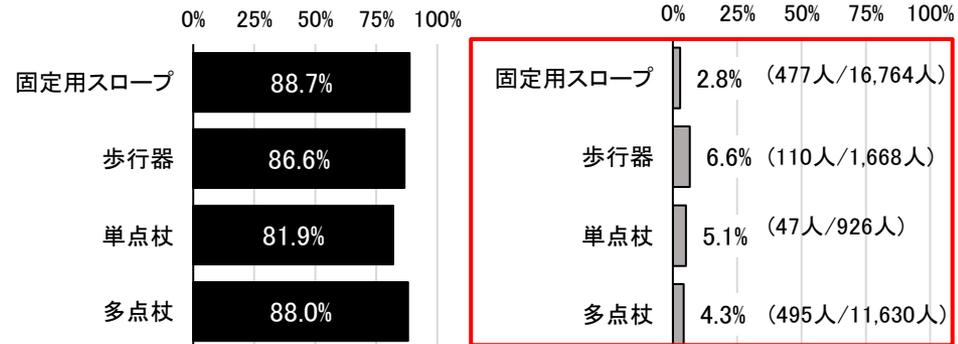
居宅介護支援事業所票 : 問3_1①.利用者人数

図表30 令和6年4～6月に購入を選択した人数に対する目標達成状況の確認及び購入した用具の使用取りやめの状況

福祉用具貸与事業所票

回答数: 固定用スロープ1,701、歩行器654
単点杖387、多点杖1,716

(1) 令和6年4月～令和7年3月に購入を選択した人数に対する目標達成状況確認済みの人数の割合
(2) (1)のうち、目標達成状況の確認時点で、購入した用具の使用を取りやめていた人数の割合



※参考: 福祉用具貸与の貸与期間(平均値)の割合

	固定用スロープ	歩行器(歩行車を除く)	単点杖	多点杖
1～3か月	29.8%	34.5%	24.9%	24.5%
4～6か月	14.1%	16.1%	13.1%	13.4%
合計	43.9%	50.6%	38.0%	37.9%

出典: 令和5年7月20日、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会(第7回)」
参考資料1(P44)を基に作成。 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001122139.pdf>

	購入を選択した利用者	目標達成状況を確認済み利用者	購入用具の使用を取りやめていた利用者	主な理由
固定用スロープ	18,907人	16,764人	477人	病院への入院等
歩行器	1,927人	1,668人	110人	身体機能低下等
単点杖	1,130人	926人	47人	身体機能低下等
多点杖	13,223人	11,630人	495人	身体機能改善等

福祉用具貸与事業所票: 問2-1①.選択制対象種目の利用者の実績(令和6年度) 14

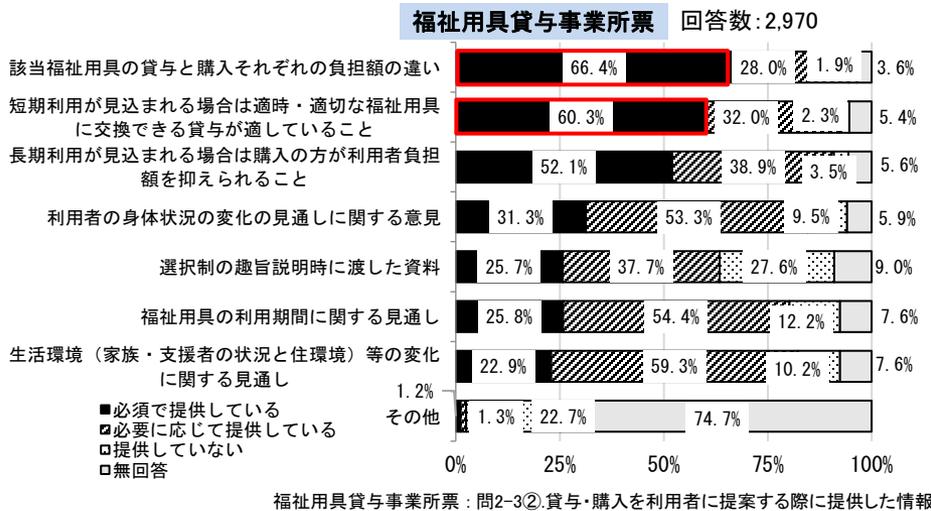
(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

③ 選択制の制度主旨の説明の内容

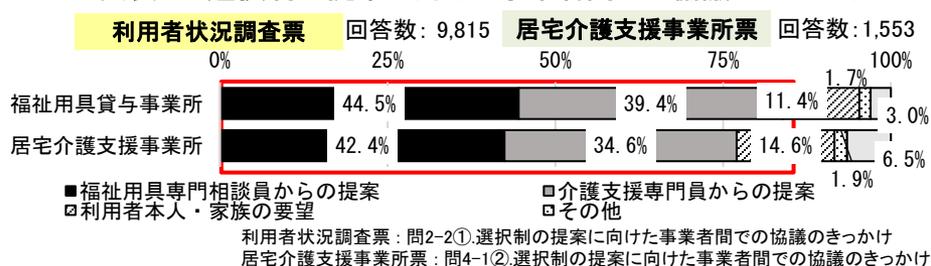
B. アンケート調査

- 福祉用具貸与事業所が利用者へ提供している選択制の情報について、「必須で提供している」が最も多かったのは「該当福祉用具の貸与と購入それぞれの負担額の違い」で66.4%、次いで「短期利用が見込まれる場合は適時・適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること」で60.3%であった。
- 選択制の提案に向けた事業者間での協議のきっかけは、福祉用具専門相談員もしくは介護支援専門員からの提案が多く、あわせて約8割を占めていた。
- 貸与・購入の提案に影響を与えた利用者の情報は、「固定用スロープ」「多点杖」いずれも「選択制対象の福祉用具の利用期間の見込み」が最も多く、それぞれ46.4%、45.6%であった。

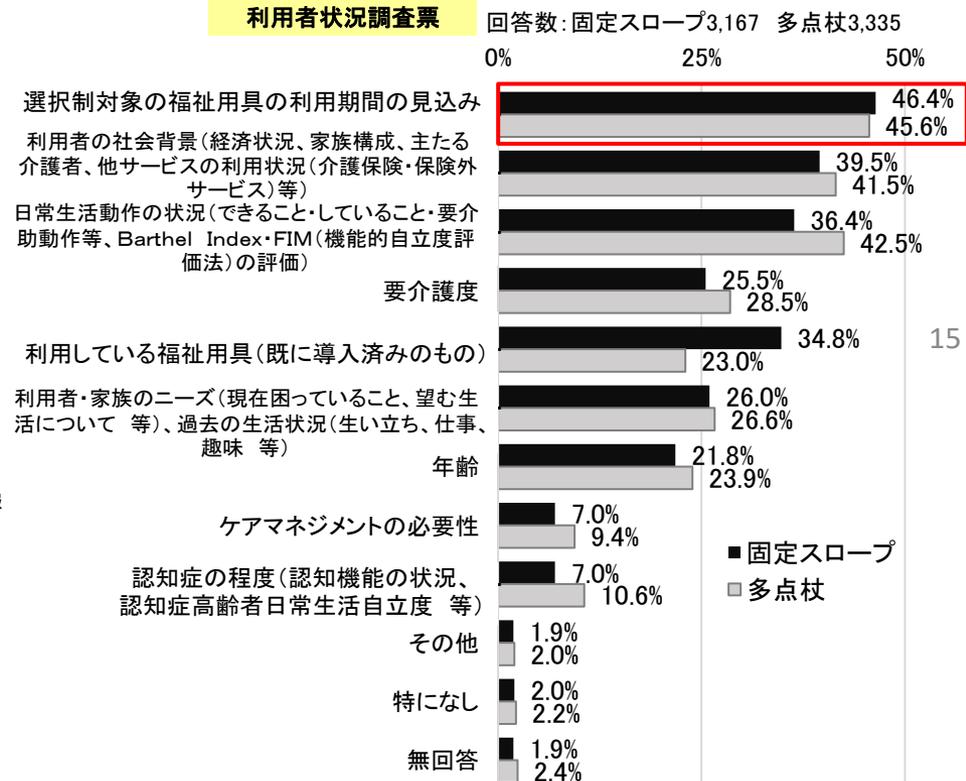
図表31 福祉用具貸与事業所における貸与・購入を利用者に提案する際に提供した情報



図表32 選択制の提案に向けた事業者間での協議のきっかけ



図表33 貸与・購入の提案に影響を与えた利用者の情報



利用者状況調査票: 問2-5①-1. 貸与・購入の提案に影響を与えた利用者の情報

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

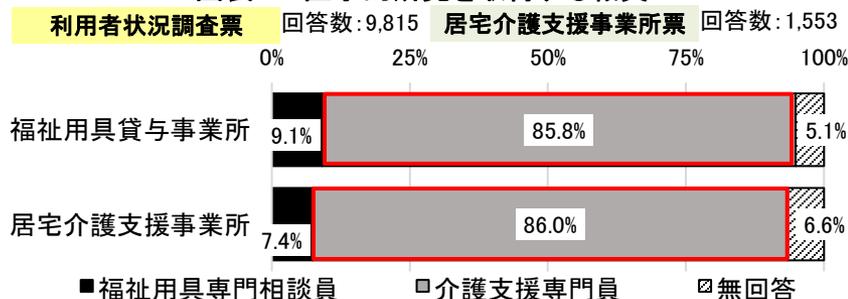
④ 選択制に係る利用者への説明・協議・提案のプロセス

B. アンケート調査

【医学的所見等の取得】

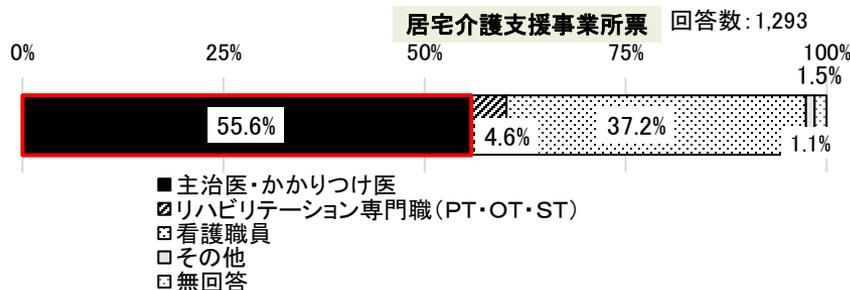
- 医師やリハビリテーション専門職、看護職から医学的所見を取得している職員は、「介護支援専門員」が最も多く約9割弱であった。また、居宅介護支援事業所における医学的所見の取得方法は「直接対面や電話で聴取」が63.9%、「カンファレンスや会議等、多職種が集まる場で聴取」が44.7%と対面での取得が多い結果であった。
- 医学的所見の取得先は「主治医・かかりつけ医」が最も多く55.6%であった。
- 医学的所見以外の情報等を収集した専門職として最も多かったものは、福祉用具貸与事業所では「介護支援専門員」が68.2%、居宅介護支援事業所では「福祉用具専門相談員」が90.1%であった。

図表34 医学的所見を取得する職員



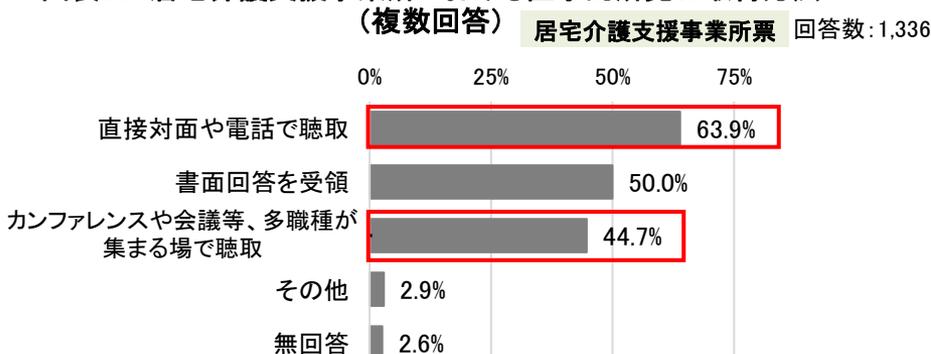
利用者状況調査票：問2-2②.医学的所見を取得する職員
居宅介護支援事業所票：問4-1③.医学的所見を取得する職員

図表36 居宅介護支援事業所における医学的所見の取得先



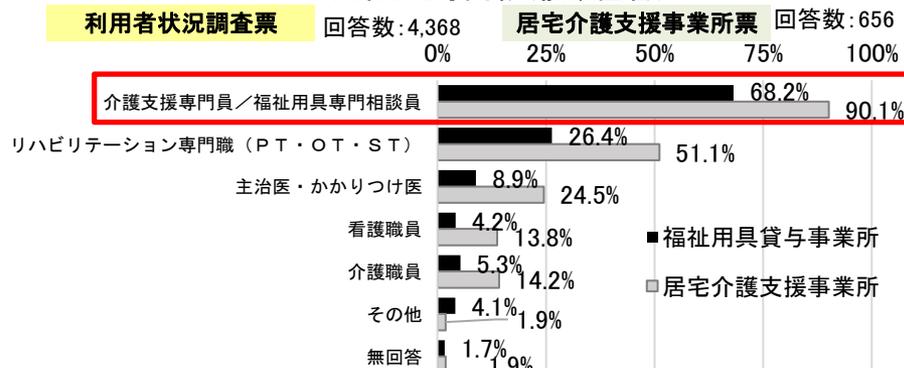
居宅介護支援事業所票：問4-1③-1.医学的所見の取得先

図表35 居宅介護支援事業所における医学的所見の取得方法



居宅介護支援事業所票：問4-1③-1.医学的所見の取得方法

図表37 医学的所見以外／貸与・購入を判断するための情報を収集した専門職(複数回答)



利用者状況調査票：問2-2①-1.医学的所見以外の情報の収集先
居宅介護支援事業所票：問4-1②-1.貸与・購入を判断するための情報を収集した専門職

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

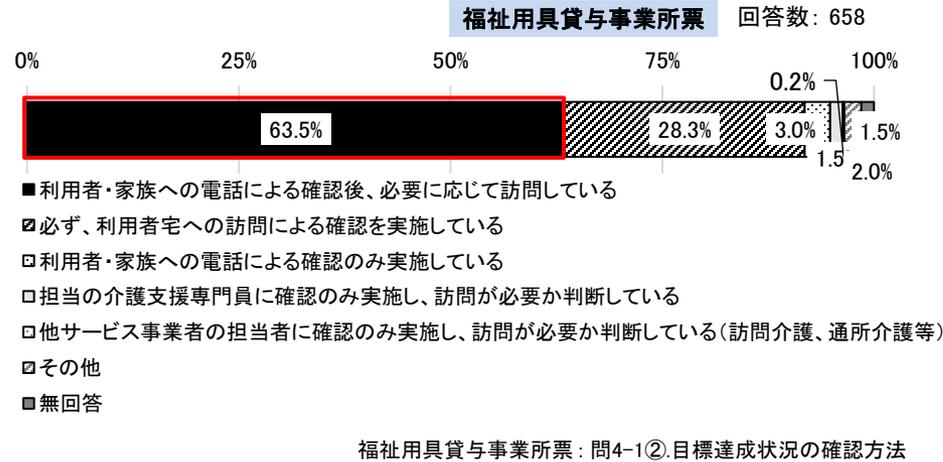
⑤ 事業所における販売後の対応

B. アンケート調査

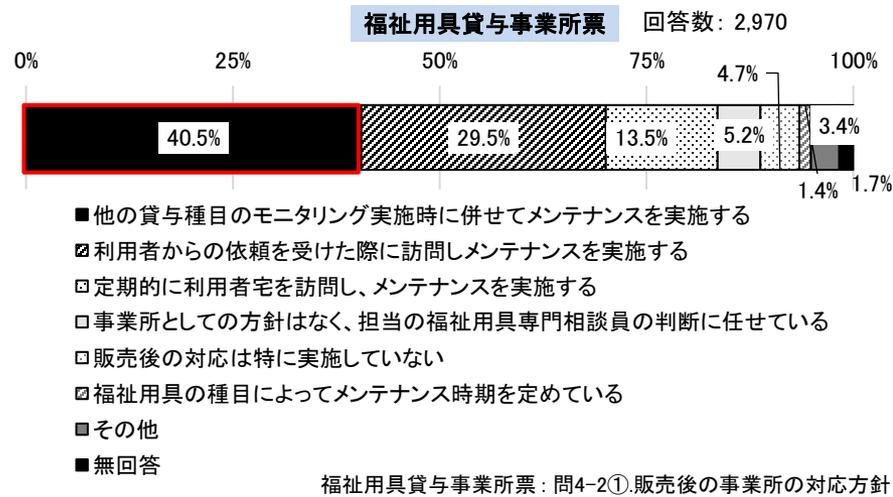
【目標達成状況の確認方法と事業所の対応状況】

- 福祉用具貸与事業所の目標達成状況の確認方法は「利用者・家族への電話による確認後、必要に応じて訪問している」が最も多く63.5%であった。
- 福祉用具貸与事業所における、販売後の事業所の対応方針について、「他の貸与種目のモニタリング実施時に併せてメンテナンスを実施する」が最も多く40.5%であった。
- 販売後の部品の交換・修理、販売した商品による事故、及びヒヤリ・ハットは「現時点ではない」がいずれも最も多く、それぞれ76.1%、79.4%、77.2%であった。

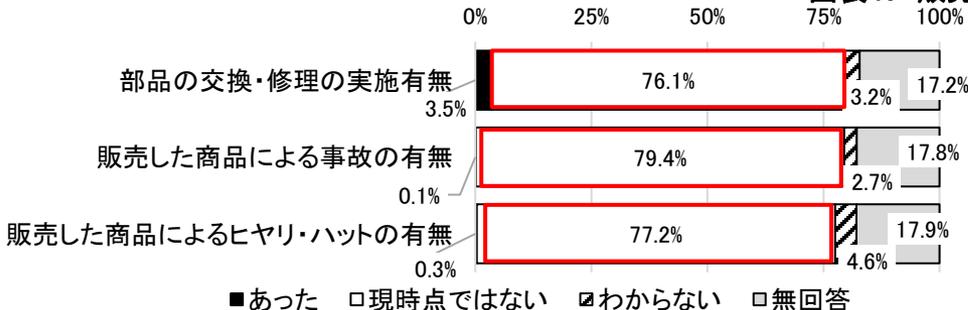
図表38 福祉用具貸与事業所全体における、目標達成状況の確認方法



図表39 福祉用具貸与事業所全体における、販売後の事業所の対応方針



図表40 販売後の状況



【福祉用具貸与事業所で把握されている事故及びヒヤリ・ハットの発生件数】

	固定用スロープ	歩行器(歩行車を除く)	単点杖	多点杖
事故	0	1	0	1
ヒヤリ・ハット	0	6	1	1

福祉用具貸与事業所票：問4-2②.販売後の状況

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

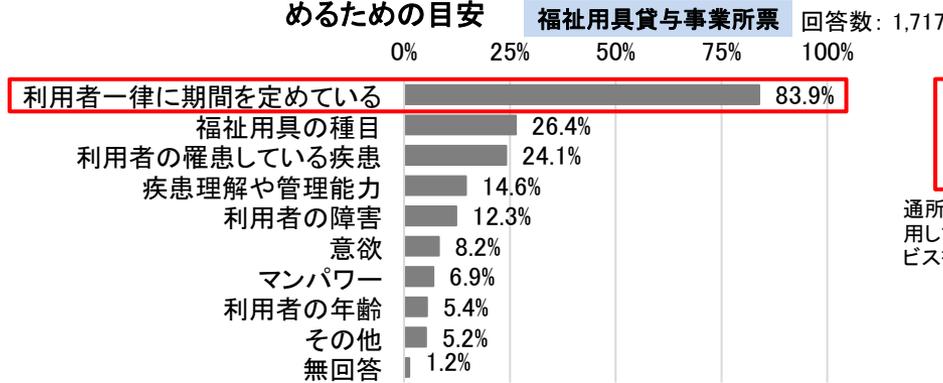
⑥ 福祉用具貸与事業所におけるモニタリングの実施状況

B. アンケート調査

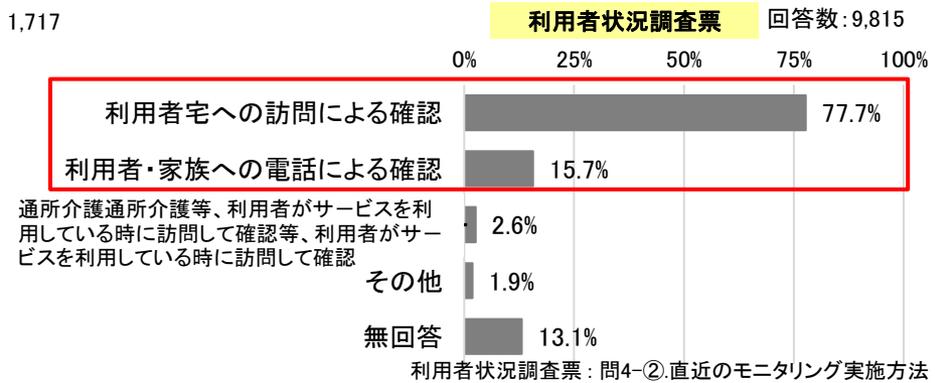
【モニタリングの実施状況】

- 福祉用具貸与事業所が定めているモニタリングの実施時期を定めるための目安は、「利用者一律に期間を定めている」が最も多く83.9%であり、利用開始から6ヶ月以内に実施している事業所が92.1%であった。
- 対象となった利用者について、直近のモニタリングの実施方法は「利用者宅への訪問による確認」が最も多く77.7%、次いで「利用者・家族への電話による確認」が15.7%であった。
- モニタリング結果を踏まえて行った福祉用具貸与の見直し状況について、「見直しを行った」のは15.2%であった。そのうち「貸与を終了した」のは19.3%、「購入へ切り替えた」のは7.0%であった。

図表41 事業所として定めているモニタリングの実施時期を定めるための目安



図表43 直近のモニタリング実施方法



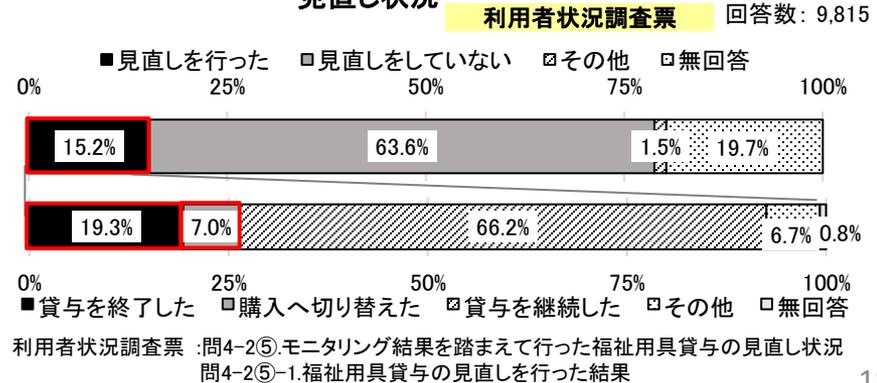
※「問5-1①福祉用具サービス計画に記載するモニタリングの実施時期」を「事業所として目安を定めている」と回答した57.9%の事業所の回答

福祉用具貸与事業所票：問5-1①-1.福祉用具サービス計画に記載するモニタリングの実施時期を決める要素

図表42 「利用者一律に期間を定めている」と回答した事業所の福祉用具サービス計画に記載するモニタリングの実施時期



図表44 モニタリング結果を踏まえて行った福祉用具貸与の見直し状況



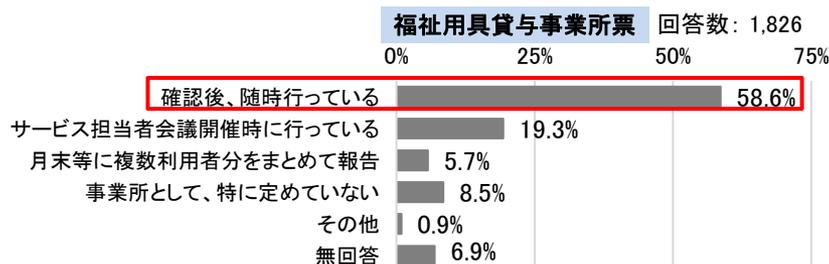
(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

⑦ 福祉用具専門相談員と介護支援専門員との連携

B. アンケート調査

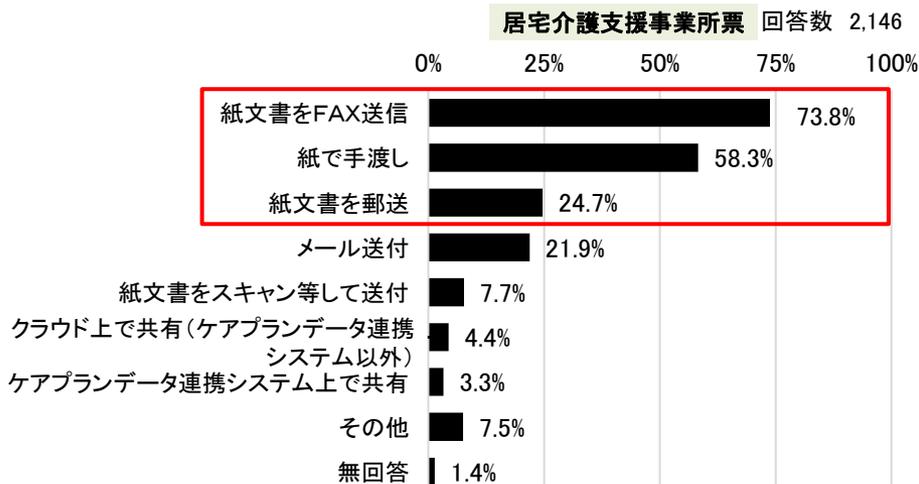
- 福祉用具専門相談員が介護支援専門員へ目標達成状況の報告を行うタイミングは、「確認後、随時行っている」が最も多く58.6%であった。介護支援専門員から福祉用具専門相談員へのモニタリング記録の共有の手段は、「紙文書をFAXで送信」が最も多く73.8%「紙で手渡し」「紙文書を郵送」が続いている。
- 福祉用具専門相談員と介護支援専門員の間でモニタリング結果を共有したことによる効果は、「利用者の生活環境や福祉用具の利用状況に適したケアプランを検討するための参考情報になった」が最も多く、福祉用具貸与事業所では48.4%、居宅介護支援事業所では65.5%であり、割合に差がみられた。

図表45 介護支援専門員へ目標達成状況の報告を行うタイミング



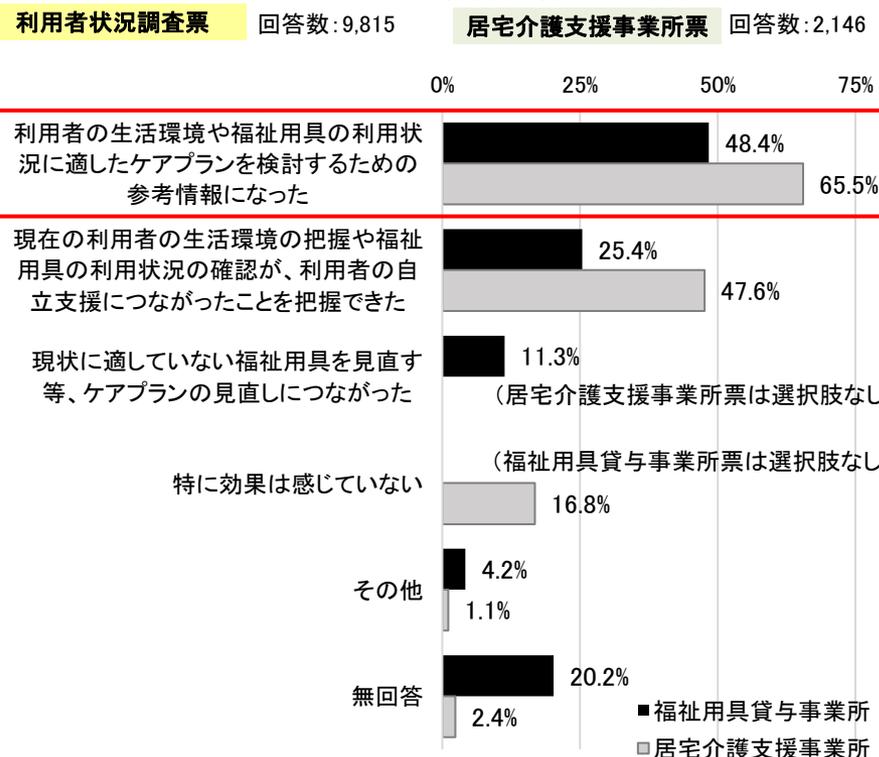
福祉用具貸与事業所票：問4-1④介護支援専門員へ目標達成状況の報告を行うタイミング

図表46 福祉用具専門相談員からのモニタリング記録共有の手段



居宅介護支援事業所票：問5-3①福祉用具専門相談員からのモニタリング記録共有の手段

図表47 モニタリング記録共有による効果



利用者状況調査票：問4-2⑨介護支援専門員にモニタリングの報告をしたことによる効果
居宅介護支援事業所票：問5-2②福祉用具専門相談員からのモニタリング記録共有による効果

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

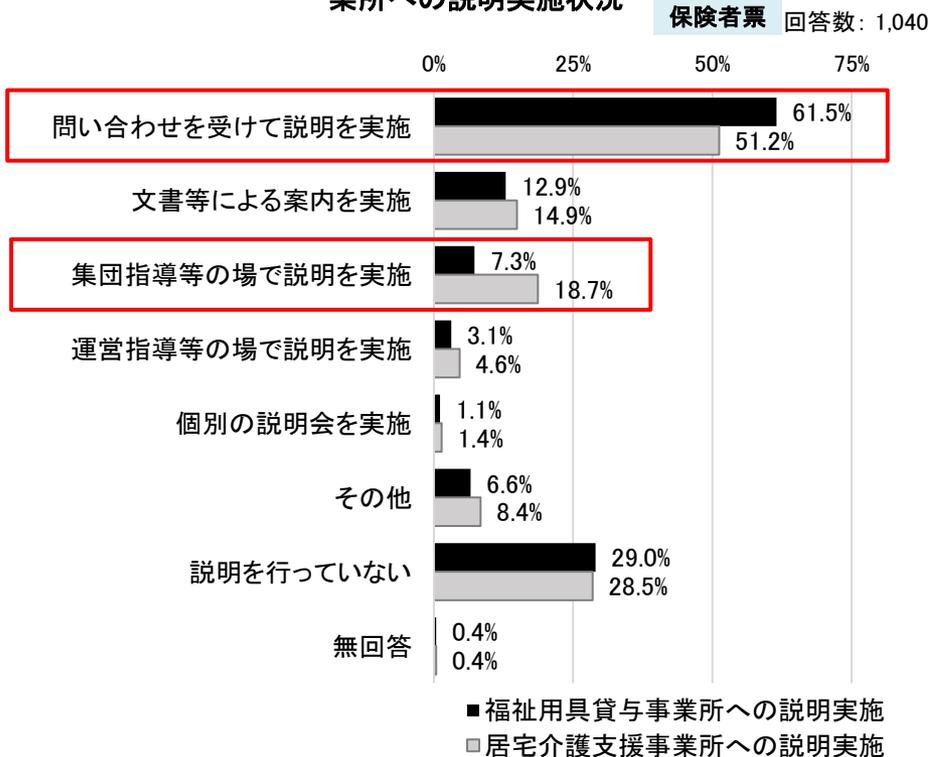
⑧ 保険者の対応

B. アンケート調査

【選択制導入後の保険者の対応状況】

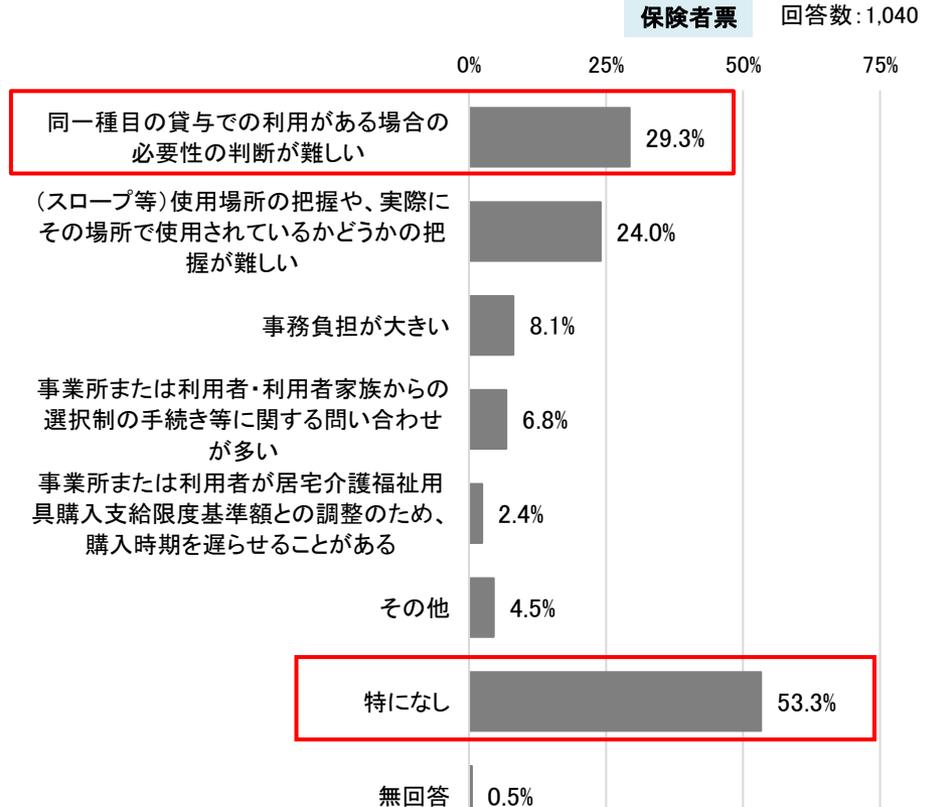
- 保険者による、選択制導入に関する福祉用具事業所並びに居宅介護支援事業所への説明の実施状況について、「問い合わせを受けて説明を実施」が最も多く、それぞれ61.5%、51.2%であった。「集団指導等の場で説明を実施」は、福祉用具貸与事業所は7.3%、居宅介護支援事業所は18.7%と、割合に差がみられた。
- 保険者における選択制対象種目の購入手続き上の課題は、「特になし」が最も多く53.3%、次いで「同一種目の貸与での利用がある場合の必要性の判断が難しい」が多く29.3%であった。

図表48 選択制導入に関する福祉用具事業所及び居宅介護支援事業所への説明実施状況



保険者票：問2-2①.福祉用具貸与・販売事業所への選択制導入の説明の実施状況
問2-4①.選択制導入に関する居宅介護支援事業所への説明実施状況

図表49 選択制対象種目の購入手続きの課題



保険者票：問2-1③.選択制対象種目の購入手続きの課題

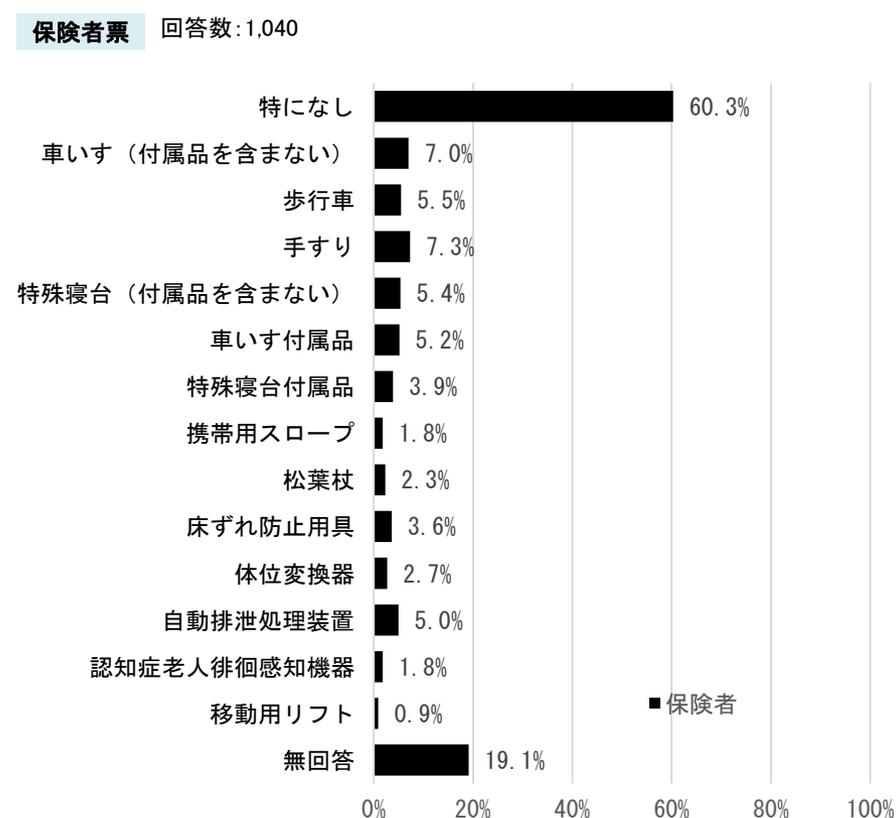
(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

⑨ 選択制への声

B. アンケート調査

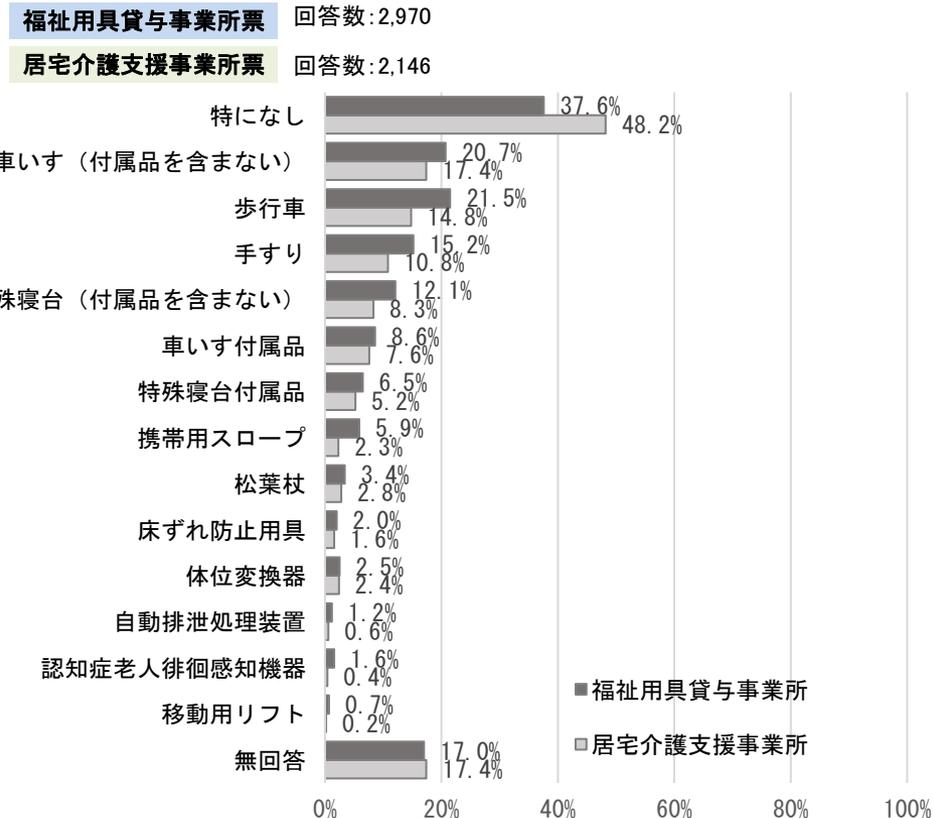
- 保険者において「貸与・販売を選択可能にした方が良いと考えられる用具」は「特になし」が最も多く60.3%であった。続いて、手すり、車いす、歩行車の順で多かった。
- 「利用者から購入を希望する声があった用具」は、福祉用具貸与事業所及び居宅介護支援事業所ともに「特になし」が最も多く、それぞれ37.6%、48.2%であった。続いて、福祉用具貸与事業所では歩行車、車いす、手すりの順で多く、居宅介護支援事業所では車いす、歩行車、手すりの順で多かった。

図表50 貸与・販売を選択可能にした方が良いと考えられる用具(保険者)



保険者票 :問2-5③.貸与・販売を選択可能にした方が良い用具

図表51 利用者から購入を希望する声があった用具(事業所)



福祉用具貸与事業所票 :問6-1①.利用者から購入が希望される用具
居宅介護支援事業所票 :問6-1①.利用者から購入が希望される用具

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

⑩ 選択制対象種目の利用・事業所及び保険者の対応 C.事業所及び保険者等ヒアリング調査

- 実態調査で把握した結果について、その詳細や現場の実態について福祉用具貸与事業所、居宅介護支援事業所、保険者それぞれ2者を対象にヒアリング調査で確認した。
- 福祉用具貸与事業所及び居宅介護支援事業所において、医師の所見及び多職種からの情報収集に際して適切な意見収集が難しいケースがあると感じられていた。保険者において、選択制対象種目の販売手続きに際しては滞りなく実施されていたものの、保険者においての給付可否判断が一部難しいと感じられていた。

図表 52 主なヒアリング調査結果

事業所の主な調査結果	
選択制の説明・協議・提案のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員・利用者・利用者ご家族向けに令和6年度介護報酬改定の内容の一つとして選択制に関するA4サイズ1枚のリーフレットを作成している。(福祉用具貸与大規模) ・ 利用者への選択制の説明は、介護支援専門員の訪問時に合わせて実施することが多い。そこで利用者が購入を選択もしくは購入を検討した場合には、医師の所見を取得したうえで担当者会議を開催する流れである。(居宅大規模・居宅小規模) ・ 予め専門職の意見を聴取したうえで利用者へ説明・提案を実施する場合もある。(居宅小規模)
多職種からの意見・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種からの情報収集にあたっては、専門職の方が在宅環境を把握していない場合もあることから、適切な意見収集が難しいと感じる。(福祉用具貸与大規模) 医師の所見は利用者に行き届いての取得となることがあり、負担と感じている。(福祉用具貸与小規模) ・ 福祉用具の購入・貸与の見解は、訪問看護やリハビリテーションがついている利用者の場合、実際に利用者へ接している看護職やリハビリテーション専門職から取得すると説得力があると感じる。その他の場合、かかりつけ医から見解を取得する場合もある。(居宅大規模)
ケアプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択制対象の福祉用具のみのケアプランの利用者について、購入することでケアプランがなくなるのであれば貸与を希望する利用者が多い。家族の介護力が弱くなっている中、介護支援専門員の存在意義が高まっていると感じている。予防の位置づけで、給付管理が発生する形で訪問を実施する等、継続的な支援をできることが望ましい。(居宅大規模・居宅小規模) ・ 軽度で家族の支援もある方でケアプランがなくなった方がいる。ケアプランがなくなることは自立支援の一環と考えている。(居宅大規模)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者からは選択制について好意的な意見が多い。特に歩行補助つえは自分の身体の一部として使うため、自らの所有物である意識が強く喜ばれている。(福祉用具貸与大規模) ・ 購入した用具の修理交換は利用者のケースによって異なり、アフターフォローにかかるサービス料を一律に定めることは難しい。(福祉用具貸与小規模)
保険者の主な調査結果	
制度運用への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択制対象の福祉用具の特定福祉用具販売の手続きや運用については、通常の特定福祉用具販売と同様としている。(政令市・一般市) ・ 選択制対象種目の販売手続きの課題点として、同一種目の貸与での利用がある場合の必要性の判断が難しい。保険者としては不要ではないかと考える場合でも、介護支援専門員や福祉用具相談員が必要と判断している場合、申請を受け付けている。(一般市) ・ 修理・買替の発生はこれまでに多点杖の1件のみであり、同一年度外であれば保険適用の対象としている。(政令市)
事業所への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与事業所及び居宅介護支援事業所への制度主旨の説明は、令和6年度介護報酬改定における改定事項全般として実施した。(口頭での説明(政令市)、オンデマンド配信(一般市)) ・ 選択制に関する説明の実施については、実施をしていたとしても記録が残っていない事業所へ運営指導を行った。記録が残っているのは半数程の印象である。(一般市)

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

参考：福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス(厚生労働省)

選定提案する福祉用具に、選択制の対象種目等が含まれる。

① ケアマネジャー（不在の場合は福祉用具専門相談員※1）から利用者等に対し選択制の制度趣旨について説明を行う。

※1：ケアマネジャー不在の場合、福祉用具専門相談員が、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応

② サービス担当者会議（※2）の準備
・医師等の所見（※3）の用意、各担当者への連絡、情報収集等を行う。
・ケアプランの原案を作成する。

※2：退院、退所時カンファレンス等、多職種協議の場であれば可。また、書類による照会でも可能

③ サービス担当者会議（※2）の開催
・医師等の所見等（※3）を踏まえ、利用者等及び各サービス担当者間で協議を行い、今後の方針を提案する。
（提案例：長期利用が見込まれるため販売とする、利用期間がこの段階では判断できないため貸与とする等）

※3：医師や専門職からの医学的所見は、様式や手段は不問。また、その取得に当たっては、介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取することを想定しているが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

④協議内容と提案をふまえ、利用者等が、**貸与**または**販売**のいずれかを選択する。

⑤福祉用具貸与として利用開始
・ケアプラン及び福祉用具サービス計画等に貸与を選択した理由の他、モニタリング時期（※4）を記載し、利用者ケアマネジャーに交付する。

※4：利用開始時か6ヶ月以内に少なくとも1回行う。

⑦**特定福祉用具販売**として利用開始
・福祉用具サービス計画を記載し交付する。
・販売時、利用者に対し商品不具合時の連絡先を情報提供する。※6
・目標達成状況を確認する。※7

※6：連絡先を情報提供
※7：確認手段等は訪問に限らず、テレビ電話等でも可

⑥記載した時期にモニタリングを実施
・利用者の身体状況等の変化の状況、選択制対象用具の利用状況、貸与・販売に対する意向等を記録しケアマネジャーに報告する。※5

※5：モニタリングシートはケアマネジャーに交付

・販売後も引き続き、利用者等からの要請等に応じて使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うように努める。 ※8

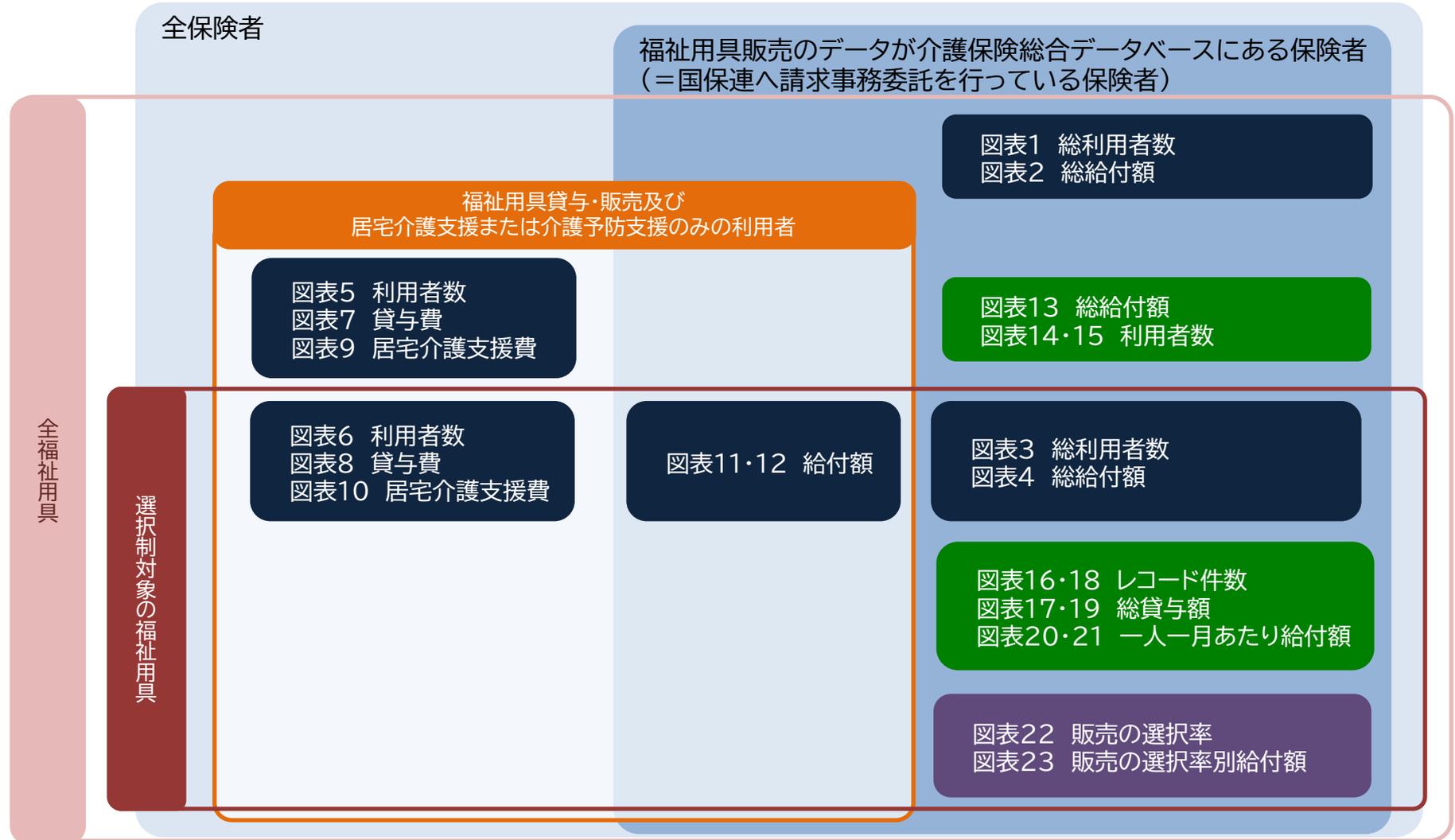
※8：利用者と事業所の個別契約にて対応

⑧モニタリング結果を踏まえて、対象福祉用具の選択についてケアマネジャーと今後の方針を検討し、②の担当者会議の準備に戻り、⑥貸与の継続か、⑦貸与から販売への移行を検討する。※9

※9：販売への移行を提案する場合には、医師やリハビリテーション専門職から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。

(3). 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

参考: 介護保険総合データベース分析の実施概要



凡例



:トレンド比較



:前年同月比較



:自治体における販売の選択率別比較